

風俗営業許可申請業務マニュアル

<改正風適法（平成 28 年 6 月 23 日施行）対応>

日本行政書士会連合会
第一業務部 警察・環境部門

目次

	ページ
はじめに／風営業務を始める方へ	3
1. 今日からわかる風営申請	5
2. 風俗営業の許可と届出	14
3. 許可証に記載する営業の種類（東京都等）	16
4. 構造及び設備の技術上の基準	17
5. 風俗営業許可申請（4号営業・パチンコ店含む） 許可申請の手順（東京都の場合）	20
6. 風俗営業の許可申請に必要な添付書類一覧（例・東京都の場合）	21
7. 飲食店営業許可申請に必要な書類及び記載上の注意	22
8. 深夜酒類提供飲食店営業	24
9. 性風俗関連特殊営業の届出	25
10. 風俗営業変更承認申請・変更届等手続一覧	40
11. 風俗営業許可申請の誓約内容	43
12. 風俗営業等の行政処分及び罰則一覧	44
13. 保全対象施設	48
14. 用途地域、用語説明	51

15.	風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律施行 条例の施行に関する規則（昭和六十年二月一日東京都公 安委員会規則第一号）第二条第二項の規定による東京都 公安委員会が告示する地域	54
16.	風俗営業許可等に関する手数料額	55
17.	料金の設定／見積書・請求書の書き方（例）	56
18.	付録／風俗営業業務日誌	57
	効果測定問題	89
	効果測定問題の正答と解説	93

別冊：申請書記入例及び申請図面記載例（東京都基準）

〔はじめに／風営業を始める方へ〕

皆さんの身近にあるバーやクラブ、スナック、パチンコ、マージャン店、ゲームセンターは「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（風適法）により、許可あるいは届出により営業を行っています。この法律は「風俗営業取締法」を昭和59年8月に改正（昭和60年2月施行）し、幾多の改正を重ね現在に至っております。

そして、平成27年6月の改正（平成28年6月23日施行）では、深夜の時間帯に営業のできる「特定遊興飲食店営業」という許可が新設されました。

風適法第1条には、「この法律は、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業及び年少者をこれらの営業所に立ち入らせること等を規制するとともに、風俗営業の健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等の措置を講ずることを目的とする。」と書かれています。

この法の趣旨は、少年の健全な育成と、風俗営業を健全化及び適正化を目指すもので、旧法の取締法から適正化法へと改正された法律です。

これから風俗営業業務を行う行政書士の皆さんは、健全娯楽としての風俗営業を行おうとしているクライアントからの依頼について、積極的に業務の受託をしてください。

風俗営業の許可については、「人、場所、構造」についての不適格な部分がなければ必ず許可が出ます。裁量行為によるところも多い入管手続きなどと比べると、許可の出る出ないは極めて明確になっています。また、申請窓口が申請する店舗の管轄警察署になっていることもあり、クライアントは私たちの指示に従ってくれます。

行政書士が行う風俗営業の許可申請手続きには、許可が可能な地域であるか否かの判断をするための地域調査、店舗図面の作成及び店舗検査の立ち会いといった作業が多くあります。当然のことながら、これらの作業については専門的かつ高度な知識や能力が要求されることとなります。

このマニュアルは、これらの知識や能力を正確に身に付けていただき、今後の業務に役立てていただくために、「より分かり易く」、「より具体的に」を目指し作成いたしました。

マニュアル作成にあたり、法令の丸写しは意味のないものと考え、分かり易さに重点を置き、また、業務について初心者の方には、風適法の時間的経過と内容についての実際を分かって頂くため、付録として「風俗営業業務日誌」を記載いたしましたのでご一読下さい。

なお、風適法につきましては、各都道府県における条例による運用が認められています。本マニュアルでは全国の条例をくまなく補足することは不可能なため、東京都公安委員会の基準を中心に作成しております。会員の皆様におかれましては、所属する各都道府県の条例や、各種法令等についてご確認をお願いいたします。

また、業務上必要な店舗図面につきましては、客室平面図や求積図、照明設備配置図等を幾つかの営業業種別ごとに添付いたしました。

私たち行政書士の作成する図面は、建築士がこれから建物を建築するために作成する図面と違って、既に出来上がっている店舗の現況図面の作成です。この図面を見てもらう相手も、工事施工業者ではなく、風俗営業の許可申請を受け付ける警察の担当者です。ある意味、図面を作成する方も、図面を見る方も建築関係には素人です。しかし、風俗営業の許可には、申請する風俗営業所の構造が風適法上の基準を満たしているか否かの判断が必要なため、風俗営業許可申請用の図面が必要です。従って、ここではシンプルな現況図面を申請図面の例として添付いたしました。寸法も申請店舗の店舗内で実測した寸法を、壁から壁、カウンターから壁というように、図面内部に記載しております。添付いたしました図面は、あくまで参考例ということで、各自ご自分の作り易く、分かり易い図面を作成して下さい。

風俗営業の許可申請は、許可申請者の投資額が大きいということもあり責任の重い業務ですが、投資額に見合った大きな報酬も期待できる業務です。このマニュアルが、この業務を行う皆様のお役に立てれば幸いです。そして、このマニュアルを使用された皆様が、風俗営業許可手続きの専門家としてご活躍頂くことを期待いたします。

(注) 営業所及び客室面積の計測につきましては、都道府県公安委員会により次①～③のように扱いが異なります。ご自身の所属する各単位会の研修部門、風俗営業部門等の担当者にご確認頂くか、所轄警察署の風俗営業許可担当者にご確認下さい。

「営業所及び客室面積の計測について」

- ① 営業所面積のとり方は、壁心（芯芯）、客室面積のとり方は、内壁（内法）とする。
- ② 営業所面積、客室面積とも内壁（内法）とする。
- ③ 混在するケース等、どちらでも可とする。

『追記』

かつて、娯楽施設利用税という地方税があり、その納税を条件に風俗営業の許可の更新制度が存在していた時期がありました。

とても早いスピードで流行や時代が変わっています。地方分権や環境問題から、応分の税負担をしてもらう「産廃税」や東京都の「ホテル税」など地方税の徴収が行われています。風俗営業も然り。趣味、趣向、娯楽といった内容の風俗営業からも、いくばくかの地方税の負担と経営者実態把握の為の許可更新制度の復活があっても良いのではないのでしょうか。

マニュアル制作者

[今日からわかる風営申請]

(はじめに……)

まず最初に必要な、営業許可に関する法律「風適法」(新風営法)についてお話しします。

「風適法」というと世間一般の人たちは、性風俗店をイメージしがちです。もちろん、それらの店も「風俗営業」の範疇に入っており、多くは「風俗関連営業」と呼ばれるものでした。平成 17 年 4 月 1 日から施行されている「改正風営適正化法」では「性風俗特殊営業」と呼ばれるようになったものです。

「風適法」といえばそれらのイメージがつきまとい、世間一般の人たちの感覚では、「えっ！ バーやクラブ、ゲームセンターも、マージャン屋さんもフーズクなの？」と驚きます。

ちなみにビリヤードも昭和 30 年以前には風俗営業でしたが、現在は風俗営業の業種から外れています。平成 11 年の改正で、ダンススクールが風俗営業から外され、平成 27 年 6 月の改正では、ダンスそのものが風適法から除外されました。

平成 27 年 6 月の改正を受けて平成 28 年 6 月 23 日からは、「深夜の時間帯」に「遊興」を伴い「酒類を提供」する飲食店の許可が新たに規定されました。

「風適法」とは、昭和 60 年 2 月施行の『風俗営業等の施行規制及び業務の適正化等に関する法律』です。法第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに規定されている業種が風俗営業であり、マージャン店はパチンコ店とともに第 4 号の営業になっています。

昭和 60 年の改正以前は『風俗営業等取締法』(略称「風営法」)でした。法律の名称が「取締法」から「適正化法」へ変わったように、ビリヤードやダンススクールが風俗営業でなくなったように時代は変わります。

マージャン業界では、競技マージャンや健康麻雀など、文化的・知的な娯楽として、囲碁や将棋、そしてダンスと同様「風適法」から外されることを望んでいるようです。

(法改正 —— 健全化を図るために)

平成 10 年「風営適正化法」の一部が改正され、平成 11 年 4 月 1 日から全面的に施行されています。

法律が実情に追い付かなくなるということがまあり、法改正の裏には、今まで法律が想定していなかった新手の商売や事件が発生していることがあります。これらは時代の流れという側面もあれば、法律の抜け道に行く要領の良い人が現れたりもします。それらの変化に応じて規制を整えるために、法は改正されます。

国は必要があって規制を厳しくしたり罰則を重くしたりする訳ですが、一方で、法律を順守して営業を行っている事業者に対しては、優良な営業者として認定する措置も講じています。

まず営業時間の延長があります。次に営業制限地域での既得営業権の保護——神戸の大

地震で店舗を失った場合などの営業の再開に対する緩和措置です。それに、優良な営業者に対する「マル特店」（特例風俗営業）の認定があげられます。この認定を受けると、許可証にかえて「マル特」の認定書を掲示すればよいことになります。また営業所の構造変更についても、事前の承認申請から事後の届出提出というふうに簡単な手続きで済みます。店舗の改装を積極的に進めていく場合に特に便利な制度です。さらに管理者講習も、定期講習を1回受講すれば、以後の受講が免除されます。

このように、優良な営業者として認定されれば「社会的信用度」が高くなっているということで、歓迎すべきことです。法が与えてくれたメリットをできるだけ活用すべきでしょう。優良店が多くなれば、営業者全体にコンプライアンスの意識が高まり、風俗業界全体の社会的信用度も高まると思います。

（「マル特店」認定）

平成10年4月1日施行の「風適法」改正では、健全な営業者に対して優遇措置を設けることになりました。それがいわゆる「マル特店」の認定という制度です。しかし、法施行後の約半年間に認定を受けた店舗数は警視庁管内で、なんと21店という少なさで、しかもそのうちの12店はパチンコ店ということです。このことは、この認定申請制度の難しさと問題点を浮き彫りにしました。

認定を受ける要件は、①許可年数に関する基準 ②処分歴に関する基準 ③法令などの遵守状況に関する基準——で、これらすべてを満たす必要があります。

この中で今、認定申請に当たってネックになっているのが②の基準です。

それは、「過去10年以内（経過規定により初年度は5年以内）にこの法律に基づく指示を含む処分を受けたことがなく、かつ、**受けるべき事由が現にないこと**」となっています。特に「……**現にないこと**」という部分は、ひらたくいえば「変更の承認や届出をきちんとしているか？」ということになります。

長年営業を続けているうちに、どなたでも店内の改装や管理者の変更などが少なからずあったはずですが、それらの承認や届出がきちんとなされているかどうかということです。しかも、その中で「麻雀店では手打ち卓から自動卓への変更に伴う変更届」が出されているかどうか問題になっています。

このような点が認定申請を難しくしています。現実には「忘れていた変更をすぐに届け出る」というのも一つの方法です。しかし、目先の方法論だけではなく、根本からの問題解決や、規制緩和に関する働きかけや提言も積極的に進めていく必要があると思います。

（「変更承認」と「変更届」）

風俗営業には「風適法第2条第1項」に規定された「第1号から第5号」までと第33条の22の許可営業があり、マージャン店の営業は、その中の「第4号」の許可を受け、営業していることになっています。

過去には「娯楽施設利用税」がマージャン店やパチンコ店に課税されていた時期があり、「許可の更新」という制度もありました。

それが、消費税の導入に伴って「娯楽施設利用税」が廃止され、同時に「許可の更新」の制度も廃止された経緯があります。

「許可更新」の廃止は、税金・手続き費用と手続きの手間の面からいえば、営業者や組合にとって大きなメリットでした。しかし、その反面、許可取得後の変更事項についての認識が希薄になったというのも事実です。

許可取得後の変更事項については、所轄警察署を經由して公安委員会に提出しなければならないものがあります。「軽微な破損個所の原状回復」などについては、届け出る必要がありません。しかし、大規模修繕や卓の増減などの内容によっては、変更前にあらかじめ申請しなければならない『変更承認申請』と、変更後でいい『変更届』の2種類の手続きのうち、どちらかが必要になります。

営業所の増築や大規模修繕・客室の床面積や間仕切りなどの変更は、あらかじめ公安委員会へ『変更承認申請』をしなければなりません。現況の図面と工事完了予定の図面を添付して承認申請をし、工事の完了後、風俗環境浄化協会の検査を受け、承認という手順になります。

『変更届』は、マージャン卓の増減や店名・管理者の変更のあった日から10日以内、小規模な修繕・模様替えなどについては1カ月以内、営業者の住所や法人の代表者・役員の変更などについては20日以内に、それぞれ届け出ることになっています。届け出に際し、店名の変更のような許可証の記載事項に変更のある場合は、同時に『許可証書き換え申請』が必要になります。

(許可の相続)

10年くらい前の話です。風俗営業が専門ではない友人の行政書士から「風俗営業許可の相続はできるの？」との質問がありました。

詳細を聞くと、「バッティングセンター内にゲーム機を設置し風適法の許可を取得している個人事業主が亡くなり、ご子息が風俗営業の許可の相続をしたい」という内容でした。

聞くとところによると、その営業者はかなりの資産家で、弁護士や税理士の指導のもとで財産についての相続手続きがほぼ完了し、次に営業権の相続手続きをすることになったようです。

営業者の死亡時期を尋ねると、「約8カ月前です」との回答でした。皆さんの中にはお分かりの方もいらっしゃると思いますが、風俗営業許可の相続承認は「被相続人の死亡後**60日以内**に公安委員会に申請して、その承認を受けなければならない」ことになっています。

残念ながら「時すでに遅し」で、許可の相続は承認されません。そこで息子さんに、新規の許可申請をするように勧めました。ところが悪いことは続くもので、その営業所は現在、「**許可の規制地域内**」にあり、許可申請が不可能な場所でした。

結局、「営業は続けたいが、許可が取れない」のですから、**風適法上の許可を必要としない営業**に切り換えるようアドバイスしました。それは、「客の遊技の用に供される部分の床面積が 10%を超えない場合は、許可を必要としない扱いとする」という条件に合致させることと、「風適法の対象外の機種（例えばプリントクラブなど）による営業」です。

しかし、ゲームコーナーの売り上げはバッティングセンターの売上よりはるかに多いため、これからどのようにしたらいいか、相続人の息子さんは頭を痛めていました。

これは、「許可の相続」を簡単に考えていると大変なことになるという一例です。

日頃から節税や訴訟問題について考えるのは大切なことです。しかし、もっと前向きに、売上を伸ばしていくための営業権、すなわち「営業許可」について気配りすることは、もっと大切です。私たち行政書士の業務は、顧客への利益をもたらす素晴らしい職業です。

（国際化）

平成 12 年 2 月の入管法（出入国管理及び難民認定法）改正、施行では、法の施行を目的にして、数多くの不法滞在（いわゆる”オーバーステイ”）の外国人が東京入国管理局第二庁舎に出頭しました。ピーク時には寒空の下、まだ夜も明け切らない午前 4 時ごろから集まり始め、1 日に 1 千人もの人たちが、それぞれの国への帰国のため出頭したそうです。また、同年 2 月 17 日には「在留特別許可」を求めて、100 組もの家族が入管に出頭しました。

国際化の進展に伴い、現在、東京都新宿区では**約 120 カ国、4 万人**（新宿区の人口 **33 万 7 千人の約 12%**／平成 28 年 5 月 1 日現在）の**外国人登録**がなされています。

このような状況下、風適法では、入管法の「不法就労助長罪」を犯した場合に、風俗営業の許可要件の「欠格事由」に当たることとされました。すなわち、**就労資格のない外国人を雇用した経営者に対しても罰則があり、罰せられた場合、風俗営業の許可が取り消されることもあり、新たな許可も向こう 5 年間は取れなくなる**ということになっています。

この規定は主にバーやクラブといった店舗を想定したのですが、パチンコ店などでも、外国人を雇用される場合は、「在留カード」で在留資格を確認する必要があります。

一方、日本には戦前から定住している在日韓国・朝鮮・台湾の人たちもたくさんいらっしゃいます。この人たちはすでに 3 世、4 世の代になっており、地方参政権についても国会で論議されています。

「特別永住者」「永住者」「定住者」「日本人の配偶者」などの身分関係の在留資格を持っている外国人は、活動に制限はなく、どんな職業を選択することも可能です。

若い人たちの中には「国籍＝民族」といった考え方ではなく、「韓国系日本人」「台湾系日本人」といったコスモポリタン（国際人）的な考えを持った人たちも現れ、差別のない国際化が進んでいくと思われまます。

(成年後見制度)

平成12年4月から「成年後見制度」という新しい制度がスタートしました。

認知性の方や知的障害・精神障害のある方などの財産管理や悪徳商法からの被害防止のために、これらの人たちを保護・支援することを目的とした制度で、適切な保護者として成年後見人や補佐人、補助人を複数選ぶこともできます。

不動産の宅建免許など許可の申請に際しては、成年被後見人や被保佐人は許可要件の欠格事由に該当し、許可されないことになっています。

風俗営業の許可申請では、欠格事由に該当しない証明として「身分証明書」の提出が必要となっており、皆さんも本籍地の市区町村で取り寄せたことがあると思います。ここでいう「身分証明書」とは「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者」でないということを証明する書類のことです。

成年後見制度では、東京法務局後見登録課で全国のデータをコンピュータシステムで登録し、登記事項に関する証明を発行することになりました。

身寄りのない人の保護なども目的としており、うまく活用することが望まれています。

しかし、私たちが直接関わる許認可申請では、ちょっと不便が生じました。

新規の許可申請では、従来から必要だった「身分証明書」の他に、法務局で発行する「(成年後見登記の)登記がなされていないことの証明書」という2種類の身分証明の書類が必要とされるようになったのです。

法律や制度が変わると、各種手続きや添付書類なども変わってきます。法律の改正には気をつけて下さい。

(営業制限地域)

風俗営業の許可を取得するには、①営業者に関する基準 ②営業所の構造および設備に関する基準 ③営業所の場所に関する基準——を満たさないと許可にはなりません。

このうち「営業所の構造や設備」については改修することによって許可取得が可能になりますが、「場所に関する基準」については、そうはいきません。学校や病院などの保護対象施設が近くにある「**営業制限地域**」内であれば、原則的に許可を取得することは不可能です。新規許可申請に際し、近くに許可店があるからといって安心はできません。既得権で営業を行っている場合があるからです。十分注意してください。

「許可の相続」の項で述べたように、許可取得後に「**営業制限地域**」に変わってしまう場合もあります。現在、許可を取得しているからといって安心はできません。相続をしたり、他人に店舗を譲渡したり、隣近所に新店舗を計画したりできなくなるケースが実際にあります。

許可取得後に近所に学校や図書館、病院などができたり、都市計画法の改正に伴う用途地域の変更によって新たに制限される場合も考えられます(逆に許可が可能になる場合もあります)。店舗の譲渡や新規出店に当たっては、十分確認を取ってから行動を起こしてく

ださい。

「**営業制限地域**」は、各都道府県の条例によって違いがありますが、基本的には「住居専用地域（４種類あり）」や「住居地域（３種類あり）」では風俗営業を営むことができません。しかし、各地域の状況に応じて「隣接する用途地域からの一定距離内における例外」、「国道等の端からの一定距離内における例外」、のような例外規定が条例等で定められているケースも多くありますので、地域ごとにご確認下さい。

例えば、東京都では例外的にマージャン店、パチンコ店、ゲーム店については、近隣商業地域・商業地域から 20 メートル以内であれば、第 1 種住居地域を除く住居地域でも許可が可能となります。

学校、図書館、病院、診療所（入院施設のあるもの）等保護対象施設が、許可を申請しようとする営業所から 100 メートル以内にある場合は十分に注意、確認してください（商業地域などには、距離の規制緩和が都道府県ごとにあります）。

（人的欠格事由）

15 年くらい前のことです。建設会社に勤務のかたわら喫茶店を経営しているという方から、旧風俗営業第 8 号（ゲームセンター等）の許可申請の依頼がありました。サイドビジネスで経営している喫茶店にゲーム機を数台置きたいので、許可の申請をお願いしますとのことでした。

喫茶店などにゲーム機を置く場合、「客の遊技の用に供される部分」、すなわちゲーム機などが客室面積の 10%を超えると、風俗営業の許可を取得しなければなりません。

その営業所は「構造および設備に関する基準」「営業の場所に関する基準」は満たしており、経営者自身は「5 年以内に懲役刑や罰金刑はなんら受けていません」とのことで、所轄警察署の窓口で許可の申請をし、無事受理されました。

ところが、申請窓口を離れると、その経営者が不安そうに「20 年くらい前のことは、大丈夫ですよ？」と言い出しました。5 年以内の犯罪歴などがなければ許可申請はできますが、その当時は、それ以前の犯罪歴も略歴書への記載が求められていたため、再度、許可申請受付の担当者のところへ行き事情を説明しました。

担当者がこの人の犯罪歴を電話で照会すると、「えっ！ ○年○月、新潟県××署、婦女暴行未遂……猥褻凶面販売……懲役○年・執行猶予○年」……と、20 年以上前の犯罪歴が 7 つも出てきました。申請自体に問題はありませんでした。担当係官も苦笑いでした。

このように、許可の基準では、営業者と管理者の「人的欠格事由」について審査されません。

平成 11 年の風適法改正では「出入国管理および難民認定法（入管法）の不法就労助長罪」を犯した人も許可の欠格事由に追加されました。

（風俗営業の）無許可営業、名義貸し、公然猥褻、賭博、常習賭博、売春防止法違反、職業安定法違反、労働基準法違反、児童福祉法違反などで 1 年未満の懲役や罰金の刑に処

せられ、その執行が終わった日（または執行を受けることがなくなった日）から起算して5年を経過していない人には、許可が下りません。許可申請の依頼者には必ず欠格事由について説明して下さい。

（管理者の選任）

風俗営業は、庶民の社交や憩いの場所として、優良な娯楽を提供する営業所として、健全な発展が要請されています。しかし、「風適法」の規則から逸脱してしまう一部の業者が存在するため規制緩和が遅れ、全体的に不健全なイメージが定着しているのもまた事実です。

「風適法」には種々の決まりがありますが、その中で、業務の健全化を進めるための「管理者制度」が規定されています。

風俗営業を営む場合、業務を統括管理する者の中から1人の「管理者」を選任しなければなりません。すなわち、風俗営業を適正に運営・管理するための「管理者」を営業所に置かなければなりません。

経営者自らが営業所に常駐して業務をするなら、当然、経営者自身が「管理者」として届け出ることができます。ママさん、マスターが管理者を兼任することにより、よりきめ細かな管理ができることと思われます。しかし、多角経営している場合には、経営者自身が1店舗に常駐することは不可能なため、信頼のおける店長・支配人などを「管理者」として選任することになります。

業務の統括的な責任を負う立場にある「管理者」は、当然、常勤する者でなければなりません。そして、自宅住所が通勤可能な場所にあるということも条件になります。つまり、営業所で寝泊りするような状況があってはならないのです。

「風適法」に適合した営業をするため、1店舗に1人の「管理者」を置かなくてはなりません。例外的に、同じビルか直近の場所で、同一の業種の場合は「管理者」を兼任することも可能です（そのような場合は、事前に所轄警察署に相談した方がいいでしょう）。

「管理者」は、営業所への年少者（マージャン店やバーなどは18歳未満）の立ち入り禁止や、18歳未満の使用禁止について、注意を怠ってはなりません。このように「管理者」には「風適法」の目的である ①善良な風俗の保持 ②清浄な風俗環境の保持 ③少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止——についての努力が期待されています。

「管理者」の業務の適正化を図るため、公安委員会ではおおむね3年ごとに「管理者講習」を実施します。公安委員会から「管理者講習通知」が届きますので、必ず受講するようにしてください。なお、「管理者」の変更は14日以内に届け出るようにしてください。

（「個人許可」と「法人許可」）

平成11年4月、「風適法」が改正され「マル特店」の認定制度ができた時の話です。

マージャン店のほかにも多角経営をしている経営者が、自社の経営する店舗の中で25年も経営しているマージャン店について、「マル特店」の認定を受けるべく所轄警察署へ相談

に行きました。

担当係官の前で店名と社名を名乗り、相談の趣旨を話したところ、係官は台帳を見ながら「現在、〇〇株式会社で経営なさっているんですね」と念を押すので、「はい」と答えると、「あなたの店は無許可営業です」と、思わぬ返事が返ってきました。

さあ、大変です。何年も前から税務署へは法人で申告していたので、許可の名義が父親個人であることを忘れていたのです。その後、「個人許可」を返納し、「法人許可」を新規に申請することになりました。

このように、長年にわたっていろいろな業務が重なると、個人と法人の区別があいまいになってしまうこともあるので、十分気をつけてください。

「個人」と「法人」のどちらで許可を取得したらいいのか、聞かれることがよくあります。許可の申請手続きだけを考えれば、「個人」申請の場合は書類も少なく、手続きは比較的簡単です。ただし、「個人許可」はその本人のみに与えられる許可であるため、相続を除いて、店舗の譲渡をする場合や、営業主体を個人から法人に変える場合でも、新規の申請をしなければなりません。

それに比べて、「法人許可」の場合は、代表者が死亡したり経営から手を引く場合であっても、「法人」つまり会社に与えられた許可であるため、代表者の変更をするだけで、新規の許可申請は必要ありません。

もっと大事なことは、「個人許可」の場合、当初許可を取得できた場所であるにもかかわらず、許可後、近くに病院や学校などができたため、新規の許可が不可能になる場合があります。それが「法人許可」であれば、役員などに変更があっても変更届だけで済むため、許可はその後も継続します。

ご存知のように、新会社法の施行に伴い、株式会社でも1円の資本金・1人の役員で設立が可能になっています。新規の許可申請をする場合、税金の申告問題も含め、「個人許可」「法人許可」のメリットを顧客にアドバイスしてあげてください。

(許可申請の流れ—まとめ)

最後に風俗営業許可申請の流れをもう一度まとめてみます。

① 立地条件

(店舗の場所の事前調査)

- その場所の用途地域の確認をする(市区町村の都市計画課など)。
- 店舗周辺の学校・図書館・児童福祉施設・病院・診療所などのチェック(市区町村や保健所などの担当部署で確認)。

② 店舗の契約

(立地条件が、風適法上、許可可能な場所であれば許可申請の準備をはじめます)

- 契約店舗が以前、風適法の許可店だった場合、許可証返納（廃業）の届出をしているかどうかを確認。（警察署への返納手続きが済んでいないと、原則、次の許可申請は受理されない場合があります。）
- 契約時に、店舗の所有者から風俗営業についての「使用承諾書」を発行してもらう。転借の場合は「使用承諾証明書」が必要。
- 契約を個人ですか、法人ですかの確認。

③ 店舗の内装工事

- 飲食物の提供の有無によっては、保健所の「飲食店営業」の許可を取得する（保健所の許可要件を満たす内装工事をする）。
- 店内の見通しを良くする。（1メートルを超える衝立、仕切りなどは設置しない）
- 店内への入口は、施錠付の二重扉構造にしない。
- 照明器具のスイッチは、スライダックス（調光器）付きのものは不可。

④ 許可申請手続き

- 店舗の契約者と同一名で申請する。（飲食店営業許可名義も同一とする）
- 申請者、申請法人の役員、管理者に風適法上の欠格事由がないことを確認。（過去5年以内に懲役刑、風適法上の罰金刑などがあると申請できない）

以上、①から④までの条件が満たされれば許可の取得が可能のため、提出書類をそろえ、各種図面などを作成し、所轄警察署の生活安全課・風俗営業許可担当へ申請し、申請店舗の実地調査を受け、許可となります。

実地調査は、所轄警察のみで行われる地域や、所轄警察と風俗環境浄化協会合同で行う場合等、都道府県の実情に応じて違いがあります。各自ご確認下さい。（許可日の目安は、東京都内では行政手続法上、標準処理期間が55日以内となっています）

〔 風俗営業の許可と届出 〕

1) 風俗営業の許可 (法第2条)

許可の種別 (法第2条第1項第1号から第5号)

- 1号営業 キャバレー、待合等 (接待+遊興+酒類の提供)
- 2号営業 低照度飲食店営業
- 3号営業 区画席飲食店営業
- 4号営業 まあじゃん屋、ぱちんこ屋、その他
- 5号営業 ゲーム機設置営業

2) 届出 (法第2条第5項) 性風俗関連特殊営業

①店舗型性風俗特殊営業 (法第2条第6項第1号から第6号)

- 1号 個室付浴場ソープランド
 - 2号 個室型ファッションヘルス
 - 3号 ストリップ劇場、個室ヌードスタジオ、のぞき部屋、個室ビデオ
 - 4号 ラブホテル、モーテル、レンタルルーム
 - 5号 アダルトショップ、ポルノショップ、ビニ本屋
 - 6号 その他、政令で定めるものとして、出会い系喫茶 (平成23年1月1日より)
- * 法第27条 (営業等の届出)

②無店舗型性風俗特殊営業 (法第2条第7項第1号から第2号)

- 1号 派遣型ファッションヘルス
 - 2号 アダルトビデオ等通信販売業
- * 法第31条の2 (営業等の届出)

③映像送信型性風俗特殊営業 (法第2条第8項)

- インターネット等利用のアダルト画像送信営業
- * 法第31条の7 (営業等の届出)

④店舗型電話異性紹介営業 (法第2条第9項)

- テレホンクラブ
- * 法第31条の12 (営業等の届出)

⑤無店舗型電話異性紹介営業 (法第2条第10項)

- * 法第31条の17 (営業等の届出)

⑥接客業務受託営業（法第2条第13項）

接待飲食等営業

店舗型性風俗特殊営業

特定遊興飲食店営業

飲食店営業

*法第35条の3

3) 深夜における酒類提供飲食店営業

※法第35条（営業の届出）

4) 特定遊興飲食店営業（法第2条第11項）

※法第33条の22（営業の許可）

【 許可証に記載する営業の種類（東京都等） 】

種別	営業の種類	許可証記載事項
1号	料亭、待合、料理店（和風） キャバレー、バー、クラブ（洋風）等	料理店、 社交飲食店
2号	低照度飲食店	低照度飲食店
3号	区画席飲食店	区画席飲食店
4号	まあじゃん屋 ぱちんこ屋、回胴式専門店 射的、輪投げ、スマートボール等	マージャン店 パチンコ店等 その他遊技場
5号	ゲームセンター、ゲーム喫茶等	ゲームセンター等

※ 風俗営業の種別の欄は上記「許可証記載事項」欄と同じにして下さい。

[構造及び設備の技術上の基準]

施行規則第7条〔法第4条第2項第1号関係〕

—— 全業種共通の基準 ——

- ◎ 善良な風俗環境を害するおそれのある写真・広告物・装飾その他の設備を設けないこと
- ◎ 騒音・振動の数値が条例で定める数値以下であること
- ◎ 客室の出入り口(営業所外に直接通じる出入り口を除く)に、施錠の設備を設けないこと

種別	分類基準	構造・設備の基準
第1号営業 キャバレー、 社交飲食店 料理店	接待+遊興 又は飲食	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 客席面積：和室1室につき 9.5 m²以上 洋室1室につき 16.5 m²以上 ※客室数が1室のみの場合はこの限りではない ◎ 客室の内部が、営業所の外部から容易に見通すことができないこと ◎ 客室内に、見通しを妨げる設備を設けないこと ※ 高さ1m以下は可 ◎ 営業所内の照度：㊦ 飲食物を置く施設の場合客用テーブルの上面、㊧ ㊦以外の場合椅子の座面・椅子のない場合は床面 以上、5ルクスを超えること。

□ 上記風俗営業店で、外国人のショーを行う場合

- ◎ 高さ30cm以上<東京都公安委員会>で、13 m²以上のショー・ステージを設けること
<入管>
- ◎ 9 m²以上の控え室を設けること ※招聘者数は9 m²で5人、以後1.6 m²につき1人
——複数室合算可<入管>

<p>第2号営業 低照度飲食店 (1号営業として営む者を除く) / 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食させる営業</p>	<p>飲食のみ又は(飲食+遊興)+10ルクス以下</p>	<p>◎ 客席面積：1室につき5㎡以上(客に遊興をさせる態様の場合33㎡以上) ◎ 客室内の内部が、営業所の外部から容易に見通すことができないこと ◎ 客室内に、見通しを妨げる設備を設けないこと ※ 高さ1m以下は可 ◎ 営業所内の照度：㊦ 飲食物を置く設備の場合・客用テーブル上面、㊧ ㊦以外の場合椅子の座面・椅子のない場合は床面 以上、5ルクスを超えること。</p>
<p>第3号営業 区画席飲食店 / 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食させる営業で、他から見通すことが困難な営業</p>	<p>飲食のみ+見通し困難+5㎡以下の客室</p>	<p>◎ 客室内の内部が、営業所の外部から容易に見通すことができないこと ◎ 営業所内の照度：㊦ 飲食物を置く設備の場合・客用テーブル上面、㊧ ㊦以外の場合椅子の座面・椅子のない場合は床面 以上、10ルクスを超えること。 ◎ 長いす等、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する設備がないこと</p>
<p>第4号営業 マージャン店 パチンコ店等 その他遊技場</p>		<p>☆ 客室内に、見通しを妨げる設備を設けないこと ※ 高さ1m以下は可 ◎ 営業所内の照度：遊技設備の前面または上面、客用椅子の座面で 10ルクスを超えること。 パチンコ店等——遊技設備前面と景品交換所の照度は、10ルクスを超えること。 ◎ 客の見やすい場所に賞品の提供場所を設けること</p>
<p>第5号営業 ゲーム センター等</p>		<p>☆ 客室内に、見通しを妨げる設備を設けないこと ※ 高さ1m以下は可 ◎ 営業所内の照度：遊技設備の前面または上面、客用椅子の座面で 10ルクスを超えること。 ◎ 遊技料金として紙幣を挿入できる遊技設備を設けないこと ◎ 客に現金や有価証券を提供するための設備を有する遊技設備を設けないこと</p>

- 上記（１～５号）の風俗営業店では、深夜０時以降の営業はできません。〔条例による特例地域は１時まで可〕
- ※ ０時以降も営業する営業は、深夜酒類提供飲食店（接待・遊興はできない）の開始届けが必要です。『接待』は、できません。
- ※ 『風俗営業』と『深夜営業』の兼業は、原則認められておりません。（解釈運用基準第11）
- ※ ０時以降も営業し、酒類を提供し、遊興を行う場合には「特定遊興飲食店営業」の許可が必要です。

【 法 3 1 条 の 2 2 特定遊興飲食店営業 】（許可営業）

◎深夜の時間帯に客に遊興をさせ、酒類を提供して飲食をさせる営業が可能になりました。
 ※特定遊興飲食店営業ができる地域を「営業所設置許容地域」と言います。営業所設置許容地域は都道府県条例（告示）によって定められており、地域が限定されております。
 ※都道府県条例により、営業時間の制限も設けられています。（例：東京都内は午前５時から午前６時までの間の営業が禁止されています。）

<p>特定遊興飲食店営業</p>	<p>深夜＋遊興＋酒類提供</p> <p>◎営業者側の積極的な行為によって客に遊び興じさせる場合</p>	<p>☆ 客室内に、見通しを妨げる設備を設けないこと</p> <p style="text-align: right;">※ 高さ1m以下は可</p> <p>◎ 営業所の床面積は、1室の床面積を33㎡以上</p> <p>◎ 営業所の照度：10ルクスを超えること。</p> <p>⑦飲食物を置く設備の場合 客用テーブル上面</p> <p>①ア以外の場合は椅子の座面 椅子のない場合は床面</p>
-------------------------	---	--

※客に遊興をさせるためのサービスとしては、主としてショーや演奏の類を客に見聴きさせる「鑑賞型」のサービスと、客に遊戯、ゲーム等を行わせる「参加型」のサービスが考えられます。

※クラブのように、（ダンス）をさせる部分で常に照明の演出を行う業態は、原則として遊興（ダンス）をさせる部分を照度の測定場所とはせず、飲食のための客席のみで測定することとなります。ただし、客席のみにおいて客に遊興させるための客室（ショーパブなどの鑑賞型）については、深夜帯の営業の半分未満の時間に限り、いずれかの測定場所の照度を10ルクス以下とする場合は違反とはなりません。（風適法解釈運用基準）

※深夜における迷惑防止措置を講じ、苦情処理に関する帳簿を備え付けなくてはなりません。

〔 風俗営業許可申請（4号営業・パチンコ店含む）
許可申請の手順（東京都の場合） 〕

- ① 業務の依頼
- ② 地域調査
- ③ 内装工事等打合せ
- ④ （機械の選定、発注）…パチンコ店
- ⑤ （景品交換所（換え場）の業者及び場所の決定及び景品問屋の決定）…パチンコ店
- ⑥ 内装工事・機械設備の搬入
- ⑦ 飲食店営業の許可申請（保健所）



- ⑧ 図面他申請書類作成



- ⑨ 許可申請 「標準処理期間55日（土日、祝祭日を含まない）」



- ⑩ 風俗環境浄化協会・所轄警察の検査



- ⑪ 警視庁生活安全課担当者の検査…パチンコ店

「※ 通常パチンコ営業担当主任（警部補）ほか2～3名による検査。
前もって日時の指定があります。午前10時～12時くらいの約2時間。
申請者（ホールの社長）、換え場、問屋、3者の面談を主任が行います。
その間、現場ではパチンコ機に詳しい担当者がパチンコ機を1台1台検査しま
す（簡易のロムチェック）。また、計数機のチェックも行います。
客に提供する賞品の数は500品目以上、多く取り揃える必要があります。」



許 可

（注）パチンコ店の許可申請の場合

許可申請をする前に、予め所轄警察署許可担当に相談に行ってください。
景品交換場（換え場）・換金率・暴力団対策等の指示、打合せが有ります。

「ぱちんこ店の申請の流れは各都道府県の実状によって違いがあります。また、状況の変
化により違ってくることがあります。必ず所轄警察署あるいは都道府県警察本部・生活安
全課への問い合わせを行って下さい。」

〔 風俗営業の許可申請に必要な添付書類一覧(特定遊興飲食店営業を含む)／例・東京都の場合) 〕

- ◎ 申請書類・各種図面・誓約書等の他に、次の添付書類が必要になります。
(提出部数 1部)

(注：店舗の賃貸契約をする前に、許可される場所かどうか、前の店舗が許可証の返納(廃業届け)を警察署に提出しているかどうかを必ずご確認ください。)

①	住民票 ※本籍地の記載のあるもの(平成24年7月より、外国籍の方も国籍記載の住民票が取れます。)外国籍の方の場合： <u>在留カードのコピー(参考)</u>
②	身分証明書 (本籍地の市区町村発行のもの) ／成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者に該当しない旨の証明書
③	成年後見登記の「登記をされていないことの証明書」平成12年4月からの新法 ※ 東京法務局後見登録課(千代田区九段南1-1-1 九段第2号合同庁舎)にて、 証明書の申請を行います。 Tel.03-5213-1234 外国籍の方も同様です。注①
④	写真(管理者用) <u>縦3.0cm×横2.4cm</u> 2枚が必要です。
⑤	契約関係書類／ ○営業所の使用権限を有する疎明資料(例：ビルの使用承諾書) 1枚 、転貸借物件は、使用承諾証明書等適宜。 ○契約書コピー：1部(参考及び深夜飲食への場合必要) ○建物登記事項証明書
⑥	定款・登記事項証明書(法人の場合)
⑦	飲食店営業と兼業の場合は、 <u>保健所の許可証</u> が申請時に必要です。 注意；飲食店営業許可申請の場合、申請者・店舗の住所、名称等が正式なもの ないと風俗営業許可申請書の際、訂正が必要になりますのでご注意ください。
①～③の書類については、申請者・法人代表者・役員全員・管理者に必要な書類です。	
申請手数料：警察署への納付手数料→24,000円 保健所への申請印紙代→18,300円(一部保健所では、16,000円)	
〔 申請における業務内容 〕 営業所周辺の略図の作成(用途地域証明書・保全対象施設の確認)／営業所の測量／ 営業所平面図・求積図・音響照明器具配置図他の作成／申請書、誓約書等の作成／警察署へ の提出同行／警察署担当及び風俗環境浄化協会調査員による現地調査の立会い	

「申請する都道府県及び所轄警察署によって、参考資料、証明資料の提出が求められる場合があります。状況に応じて各自対処してください。」

注① 全国の地方法務局本局では即日交付可能

〔 飲食店営業許可申請に必要な書類及び記載上の注意 〕

書類	部数	記載上の注意
1. 営業許可申請書	1	<ul style="list-style-type: none"> ① 申請者が法人の場合、印は登録された代表者印を押して下さい。 ② 申請者の欠格条項に当該事実がない時は「なし」と記載して下さい。 ③ 食品衛生責任者の資格欄は調理師の場合「調」、講習会受講者の場合「養」または「補」（手帳1ページ右上参照）と記載して下さい。 ④ 必ず「新」または「継続」のいずれかに○を付けて下さい。
2. 営業設備の概要	2	<ul style="list-style-type: none"> ① 平面図がある場合、2部添付して下さい。 ② 平面図がない場合、営業設備の配置図左上の記載例を必ず参照し、正確に記載して下さい。
3. 食品衛生責任者を証明するもの	1	<ul style="list-style-type: none"> ① 原則として、責任者は、許可業種ごとに設置して下さい。 ② 調理師・栄養士・製菓衛生士等（☆下部参照） — 免許状等 講習会受講者 — 食品衛生責任者手帳 ③ 証明するものがない場合、誓約書を提出して下さい。（必ず申請日より3ヶ月以内に設置して下さい）
4. 水質検査成績書 （施設の貯水槽の大きさが10 t 以下の場合）	1	<ul style="list-style-type: none"> ① 1年以内に発行されたもの。 ② 厚生労働大臣の指定した試験検査機関又は知事が登録した機関で行われたもの。 ③ コピー可。
5. 登記事項証明書 （申請者が法人の場合）	1	<ul style="list-style-type: none"> ① 現在の組織と変更のないもの。 ② コピー不可。
手数料	業種	① 飲食店営業 18,300円又は16,000円

⑩ 食品衛生責任者の資格

調理師、栄養士、管理栄養士、製菓衛生師、船舶料理師、食品衛生監視員・管理者の資格者、食鳥処理衛生管理者、食品衛生責任者の資格取得のための講習会終了者

※ 施設基準の不備がないように事前に平面図を持参し、担当者と相談して下さい。

※ 申請は開店の遅くとも 10 日前までにして下さい。

「食品衛生管理者の資格取得証明書」については、各都道府県によって、その証明書の形式が違います。」

〔 深夜酒類提供飲食店営業 〕

はじめに

- ① 根拠規定 法第 33 条（深夜における酒類提供飲食店営業の届出等）
注意 法第 33 条 4 項 条例により禁止の地域を定められる
法第 33 条 5 項 既得権について
- ② 施行条例 第 12 条 住居集合地域においては、
（東京都） 午前 0 時～日出時は営業できない。
（第 1 種、第 2 種住居専用地域及び住居地域）
- ③ 罰条 法 55 条 1 項 3 号 30 万円以下の罰金

必要書類

- ① 届出書の 1 枚目 （開始届出書）
2 枚目 （営業の方法）
- ② 保健所の営業許可書の写し（コピー）
- ③ 店内見取図 ・営業所の床面積
・客席の床面積が計算できるように寸法記入
- ④ 住民票 （本籍が記載あるもの）

法人の営業はさらに

- ① 法人定款
（定款に相違ない旨の奥書、署名、印を要する）
- ② 登記事項証明書
- ③ 役員全員の住民票
（本籍の記載あるもの）

※警察署への届出 1 部、申請者本人控 1 部が必要です。

さらに行政書士事務所では、1 部を保管するのが望ましいでしょう。

〔 性風俗関連特殊営業の届出 〕

平成 18 年の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営適正化法）の一部改正により、店舗型性風俗特殊営業（ソープランド、個室型ファッションヘルス営業など）、無店舗型性風俗特殊営業（派遣型ファッションヘルス営業など）、店舗型及び無店舗型電話異性紹介営業、並びに映性風俗特殊営業（インターネット等利用のアダルト画像送信営業）などの性風俗関連特殊営業の届出書類等が変わりました。平成 23 年 1 月 1 日からは、風適法施行令により、「出会い系喫茶」の営業に対する規制が行われるようになりました。

性風俗関連特殊営業については、善良の風俗、清浄な風俗環境及び少年の健全な育成に与える影響が大きいため、風営適正化法や同法施行条例などにより、種々規定されています。

この項目は、性風俗関連特殊営業について、営業者や従業員が守らなければならないことを分かりやすく説明したものです。

営業者は、この項目をよく読み理解して、風営適正化法などに定められたことを守り、地域の善良な風俗環境や少年の健全育成に悪影響を及ぼさないようにしてください。

性風俗関連特殊営業



- 店舗型性風俗特殊営業
 - ・ソープランド ・個室型ファッションヘルス
 - ・ストリップ劇場等 ・モーテル
 - ・ラブホテル ・アダルトショップ・出会い系喫茶
- 無店舗型性風俗特殊営業
 - ・派遣型ファッションヘルス
 - ・アダルトビデオ等通信販売
- 映像送信型風俗特殊営業
 - ・インターネット等利用のアダルト画像送信営業
- 店舗型電話異性紹介営業
 - ・いわゆるテレホンクラブ営業
- 無店舗型電話異性紹介営業
 - ・いわゆる伝言ダイヤル、ツーショットダイヤル形態の営業など

店舗型性風俗特殊営業とは

- 1 個室付浴場（ソープランド）など
- 2 個室型ファッションヘルスなど
- 3 ストリップ劇場、個室ヌード、個室ビデオ、のぞき部屋など
- 4 ラブホテル、モーテル、レンタルルームなど
- 5 アダルトショップ、ポルノショップ、ビニ本屋など
- 6 出会い系喫茶

[営業をはじめするには届出が必要です]

◎ 店舗型性風俗特殊営業を営もうとする方は、公安委員会（警察署保安係経由）に対して、営業開始の10日前までに添付書類とともに営業開始届出書を提出しなければなりません。

1 営業開始届出書

- (1) 氏名又は名称、生年月日、本籍（国籍）、住所
- (2) 法人の場合は、代表者の氏名、生年月日、本籍（国籍）、住所
- (3) 営業所における業務の実施を統括管理する者の氏名、生年月日、本籍（国籍）、住所
- (4) 営業所の名称、所在地
- (5) 営業の種別
- (6) 営業所の構造及び設備の概要
- (7) 営業を開始しようとする年月日

2 営業の方法を記載した書類

3 営業所の使用について権原を有することを疎明する書類

4 営業所の平面図及び営業所の周囲の略図

5 営業を営もうとする者が個人であるときは、住民票の写し

6 営業を営もうとする者が法人であるときは、定款、登記事項証明書及び役員に係る住民票の写し

7 営業所における業務の実施を統括する者の住民票の写し

○ その他次の場合には10日以内に届出が必要です

- ・営業を廃止したとき
- ・前記届出事項に変更があったとき

○ 届出を怠ると処分されます

※届出のあった店には、無届の店と区別するために「届出確認書」が交付されますので、店舗に「届出確認書」を備え付けてください。

無店舗型性風俗特殊営業とは

- 1 派遣型ファッションヘルス営業
（新たに受付所及び待機所の届出が義務付けられました）
- 2 アダルトビデオ等通信販売営業

〔 営業をはじめするには届出が必要です 〕

◎ 無店舗型性風俗特殊営業を営もうとする方は、営業の種別に応じて営業の本拠となる事務所の所在地を管轄する公安委員会（警察署保安係経由）に対して、営業開始の 10 日前までに添付書類とともに営業開始届出書を提出しなければなりません。

1 営業開始届出書

- (1) 氏名又は名称、生年月日、本籍（国籍）、住所
- (2) 法人の場合は、代表者の氏名、生年月日、本籍（国籍）、住所
- (3) 広告又は宣伝をする場合に該当営業を示すものとして使用する呼称
- (4) 営業所の所在地
- (5) 営業の種別
- (6) 客の依頼を受ける方法
- (7) 受付所の所在地等
- (8) 待機所の所在地等
- (9) 営業を開始しようとする年月日

2 営業の方法を記載した書類

3 営業の本拠となる事務所、受付所及び待機所の使用について権限を有することを疎明する書類

4 事務所平面図

5 受付所の平面図及び受付所の周囲の略図

6 待機所の平面図

7 営業を営もうとする者が個人であるときは、住民票の写し

8 営業を営もうとする者が法人であるときは、定款、登記事項証明書及び役員に係る住民票の写し

○ その他、次の場合には 10 日以内に届出が必要です

- ・営業を廃止したとき
- ・前記届出事項に変更があったとき

○ 届出を怠ると処分されます

映像送信型性風俗特殊営業とは

インターネットなど利用のアダルト画像送信営業

〔 営業をはじめするには届出が必要です 〕

- ◎ 映像送信型性風俗特殊営業を営もうとする方は、事務所の所在地を管轄する公安委員会（警察署保安係経由）に対して、次のことを営業開始の10日前までに添付書類とともに営業開始届出書を提出しなければなりません。

1 営業開始届出書

- (1) 氏名又は名称、生年月日、本籍（国籍）、住所
- (2) 法人の場合は、代表者の氏名、生年月日、本籍（国籍）、住所
- (3) 広告又は宣伝をする場合に該当営業を示すものとして使用する呼称
- (4) 事務所の所在地
- (5) 映像伝達用設備を識別するための電話番号その他これに類する記号であって当該映像を伝達する際に用いるもの
- (6) 他の者が設置する自動公衆送信装置を利用する場合は、当該設置者の氏名又は名称及び住所
- (7) 営業を開始しようとする年月日

2 営業の方法を記載した書類

3 事務所の使用について権限を有することを疎明する書類

4 営業を営もうとする者が個人であるときは、住民票の写し

5 営業を営もうとする者が法人であるときは、定款、登記事項証明書及び役員に係る住民票の写し

- その他、次の場合には10日以内に届出が必要です
 - ・営業を廃止したとき
 - ・前記届出事項に変更があったとき
- 届出を怠ると処分されます

電話異性紹介営業とは

見知らぬ男女に電話で会話やメッセージのやりとりを仲介するテレホンクラブ営業で店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業があります。

〔 店舗型電話異性紹介営業

営業をはじめするには添付書類とともに営業開始届出書を提出しなければなりません 〕

◎ 店舗型性風俗特殊営業の1～7の届出事項（営業の種別を除く）のほかに、次のことを営業開始の10日前までに提出しなければなりません。

- 1 電気通信設備を識別するための電話番号（女性利用専用のフリーダイヤルなども含まれます）
- 2 会話申込者が18歳以上であることの年齢確認措置の内容

○ その他、次の場合には10日以内に届出が必要です。

- ・営業を廃止したとき
- ・前記届出事項に変更があったとき

○ 届出を怠ると処罰されます

〔 無店舗型電話異性紹介営業

営業をはじめするには添付書類とともに営業開始届出書を提出しなければなりません 〕

◎ 無店舗型性風俗特殊営業の1～4、7、8の届出事項（営業の種別を除く）のほかに、次のことを営業開始の10日前までに提出しなければなりません。

- 1 電気通信設備を識別するための電話番号（女性利用専用のフリーダイヤルなども含まれます）
- 2 会話申込者及び会話の申込みを受けようとする者が18歳以上であることの年齢確認措置の内容

○ その他、次の場合には10日以内に届出が必要です

- ・営業を廃止したとき
- ・前記届出事項に変更があったとき

○ 届出を怠ると処分されます

〔 営業場所の制限があります 〕

(ア) 地域の善良な風俗環境を守るため、店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業並びに無店舗型性風俗特殊営業（受付所）の営業種別などに応じて、営業の禁止場所が定められています。

ただし、店舗型性風俗特殊営業を営んでいる方、店舗型電話異性紹介営業を営んでいる方、無店舗型性風俗特殊営業の受付所を営んでいる方が平成 18 年 7 月 31 日までに添付書類を提出して営業を営んでいる場合のいわゆる既得権営業者が、届出をした時と同じ状態で営業している場合は、この規定の適用はありません。

（詳しくは、35～36 ページ記載の「営業の禁止場所（例・東京都公安委員会基準）」をご覧ください）

(イ) 無店舗型性風俗特殊営業（事務所及び待機所）、無店舗型電話異性紹介営業及び映像送信型性風俗特殊営業については、営業禁止地域はありません。

〔 禁止行為 〕

① 店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業を営む方は、次のことが禁止されています。

1 客引きをすること。

通行人の前に立ちふさがったり、つきまったり、身体に手をかけたりして客引きをすることはできません。

客引きは、通行人や付近住人などに迷惑をかけるばかりではなく、地域の風俗環境を害し、また、業者間の不当競争のもとにもなりますので絶対に行わないようにしてください。客引きに移行しやすい呼び込みもやめましょう。

※ 営業者はもちろん、従業者あるいは第三者に客引きさせることも違反となります。

2 客引きをするため、道路その他公共の場所で、人の身边に立ちふさがり、又はつきまとうこと。

3 18 歳未満の者を、客に接する業務に従事させること。（年少者使用）

※ 「年少者使用」は、年齢を知らなかったという理由がある場合であっても処罰されます。官公署や親元などに照会して、身元、年齢の確認を充分に行ってください。

4 18 歳未満の者を客として立ち入らせること。

※ 18 歳未満であるか否かはっきりしない場合は、学生証、免許証などで確認してください。

5 20 歳未満の者に酒類やたばこを提供すること。

- ② 店舗型電話異性紹介営業を営む方は、前記1～5のほか、次のことが禁止（確認措置）されています。
- 1 18歳未満の従業者を会話の当事者にすること。
 - 2 18歳未満の者からの会話の申込みを取り次ぐこと。
 - 3 会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するため、身分証明書等の写しをファックスで添付されるなどの年齢確認の措置を講じなければなりません。
- ③ 無店舗型性風俗特殊営業を営む方は、次のことが禁止されています。
- 1 18歳未満の者を客に接する業務に従事させること。（年少者使用）
 - 2 18歳未満の者を客とすること。
※受付所営業をしている方は、併せて次のことが禁止されます。
 - (1) 客引きをすること。
 - (2) 客引きをするため、道路その他公共の場所で、人の身边に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
 - (3) 18歳未満の者を客として立ち入らせること。
 - (4) 20歳未満の者に酒類やたばこを提供すること。
- ④ 映像送信型性風俗特殊営業を営む方は、次のことが禁止されています。
- 1 18歳未満の者を客とすること
 - 2 18歳未満の者が通常利用できない方法による客の依頼のみを受けることとしている場合を除き、電気通信従業者に対し料金の徴収を委託すること。
※ 18歳未満であるか否かはっきりしない場合は、学生証、免許証などで必ず確認し、又は18歳未満の者が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意を得た後でなければ、映像を伝達することはできません。
- ⑤ 無店舗型電話異性紹介営業を営む方は、次のことが禁止（確認措置）されています。
- 1 18歳未満の従業員を会話の当事者にすること。
 - 2 18歳未満の者からの会話の申込みを取り次ぎ、又は会話の申込みを18歳未満の者に取り次ぐこと。
 - 3 会話の申込みをした者及び会話の申込みを受けようとする者が18歳以上であることを確認するため、身分証明書等の写しをファックスで送付させるなどの年齢確認の措置を講じなければなりません。

〔 禁止事項など 〕

◎前記禁止行為に違反しないようにするとともに、次のことも守らなければなりません。

1 年少者立入禁止の表示

- ① 店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業並びに無店舗型性風俗特殊営業の受付所を営む方は、その営業所出入り口の見やすい場所に「18歳未満の者が立ち入ってはならない」旨を表示しなければなりません。
- ② 店舗型・無店舗型性風俗特殊営業の広告物には、「18歳未満の者が立ち入れない（客となれない）」旨を表示しなければなりません。
- ③ 店舗型電話異性紹介営業の広告物には、「18歳未満の者が立ち入れない」旨及び「18歳未満の者が電話をかけてはならない」旨を表示しなければなりません。

2 従業者名簿の備え付け

店舗型・無店舗型性風俗特殊営業、店舗型・無店舗型電話異性紹介営業及び深夜において飲食店営業を営む方は、従業者（アルバイトのような臨時雇いを含む）を雇用した場合は、営業所（無店舗型性風俗特殊営業及び無店舗型電話異性紹介営業にあたっては、事務所）ごとに従業者名簿を備え付け、正確に記載し、異動があった時はその都度訂正しなければなりません。

※ 外国人を雇用するに際しては、旅券、査証、在留カードで国籍、性別、生年月日、住居、氏名、在留資格等を確認し、不法就労させないように注意しなければなりません。

- ④ 退職者の名簿も退店後3年間は備え付け義務があります。
- ⑤ 従業者名簿には、氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住所、採用年月日、従事する業務の内容を記載しなければなりません。

※ 住民票、在留カード、運転免許証などの公的証明書で確認して記載してください。

3 深夜の営業禁止

店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業並びに無店舗型性風俗特殊営業の受付所営業は、深夜（午前0時から午前6時）営業が禁止されています。

※ ただし、店舗型性風俗特殊第4号（モーテル、ラブホテル）の営業は除かれます。

〔 報告・資料提出 〕

◎公安委員会からその営業に関して、報告又は資料の提出を求められることがあります。
理由なくこれに従わない場合は、罰せられます。

〔 営業所の立ち入り 〕

◎警察職員が店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業の営業所並びに無店舗型性風俗特殊営業（派遣型ファッションヘルス営業に限る）の事務所、受付所、待機所に立ち入りをすることがあります。理由なくこれを拒んだり、妨げたりすると罰せられます。

〔 罰則 〕

◎風営適正化法などに違反すると、懲役刑や罰金刑が科せられることがあります。

※ 違反した従業員のほか経営者も処罰されます。

<p>例 禁止区域等営業違反は、2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。「店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等営業（デリバリーヘルスの受付所営業も同様）」</p> <p>18歳未満の者の使用違反は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>

※ この指示に従わない場合、営業停止等の行政処分を受けることになります。

[行政処分]

8月以下の営業停止

営業禁止場所において既得権営業している場合は、営業の廃止を命ぜられることがあります。

◎公安委員会は、営業所や従業者が営業に関し、次に掲げる違反をしたときは、行政処分を命ずることがあります。

- 1 風営適正化法に規定する罪に違反したとき
- 2 次の罪を犯したとき
 - (ア) 公然わいせつの罪
 - (イ) わいせつ文書頒布などの罪
 - (ウ) 淫行勧誘の罪
 - (エ) 賭博等の罪
 - (オ) 略取、誘拐等の罪
 - (カ) 不法就労助長の罪
 - (キ) 売春防止法違反の罪
 - (ク) 児童買春・児童ポルノ法に規定する罪
- 3 風営適正化法に基づく処分に違反したとき
- 4 善良な風俗を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為を行ったとき

※ 重大な不正行為とは、政令で定める刑法、組織的犯罪処罰法、職業安定法、出入国管理及び難民認定法、労働基準法、児童福祉法、大麻取締法、毒物及び劇物取締法、覚せい剤取締法などに違反する行為をいいます。

〔 営業の禁止場所（例・東京都公安委員会基準） 〕

店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業並びに無店舗型性風俗特殊営業の受付所営業は、営業場所について次のような規制があります。

● 禁止区域 (×××印は制限区域)

地域別	保全対象施設別	200メートル以内
全区域	学校・図書館・時毒福祉施設 病院・診療所	×××××××× ××××××××

● 禁止地区 (×××印は営業禁止区域)

地域別	第二種中高層 第一種中高層 第二種低層 第一種低層	第一種居住地域	第二種居住地域	準居住地域	近隣商業地域	商業地域	工業専用地域	工業地域・ 準工業地域	営業種別
◎店舗型性風俗特殊営業									
1号営業（ソープランドなど）									
2号営業（個室マッサージなど）									
4号営業のうちモーテル・ モーテル類似									
3号営業（ストリップ、のぞき劇場など）									
5号営業（ポルノショップ・ピン本屋など）									
6号営業（出会い系喫茶）									
4号営業のうちラブホテル									
◎店舗型電話異性紹介営業									

※ 無店舗型性風俗特殊営業、無店舗型電話異性紹介営業及び映像送信型性風俗特殊営業には、営業禁止区域等の規制はありません。

「営業禁止地区に関しましては、条例によって定められています。届出を行う各都道府県の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例を必ずご確認ください。」

● 広告宣伝の制限地域（例・東京都公安委員会基準）

性風俗関連特殊営業の種別		広告制限地域
店舗型	1号（ソープランドなど）	台東区千束4丁目（一部）以外の地域
	2号（個室マッサージなど）	
	3号（ストリップ、のぞき劇場など）	商業地域以外の地域
	4号のうちモーテル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新宿区歌舞伎町1丁目、 新宿2、3丁目（各一部） ・ 台東区千束4丁目（一部） ・ 豊島区西池袋1丁目（一部） の地域以外の地域
	4号のうちラブホテル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣商業地域・商業地域（第1種、第2種文教地区以外を除く）以外の地域
	5号（ポルノ、ビニ本屋など）	商業地域以外の地域
	6号（（出会い系喫茶）	商業地域以外の地域
	電話異性紹介営業	商業地域以外の地域
無店舗型	1号営業（派遣型ファッションヘルス営業）	台東区千束4丁目（一部）以外の地域
	2号営業（アダルトビデオ等通信販売営業）	商業地域以外の地域
	電話異性紹介営業	商業地域以外の地域
映像送信型性風俗特殊営業		商業地域以外の地域

「広告宣伝の制限地域に関しましては、条例によって定められています。届出を行う各都道府県の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例を必ずご確認ください。」

[外国人雇用についての規制]

① 性風俗関連特殊営業共通

外国人の方を雇用される場合は、出入国管理及び難民認定法（入管法）により、次のような規制がありますから注意してください。

◎ 雇用主

雇用主が自己の事業活動に関して、次のような外国人を就労させると3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金が科せられます。

懲役と罰金を両方かけられることもあります。

- 1) 我が国へ不法入国したり、在留期間を超えて不法に在留したりするなどして、正規の在留資格を持たない外国人
- 2) 正規の在留資格を持っている外国人でも、その資格で認められた以外の活動が無資格で行って就労している外国人

◎ 外国人

不法就労している外国人は、3年以下の懲役若しくは禁固若しくは300万円以下の罰金が課せられ、日本から強制退去させられます。

② 店舗型性風俗特殊営業・無店舗型性風俗特殊営業共通

～平成18年6月1日改正施行

風俗営業等に係る人身取引の防止のための規定の整備

店舗型性風俗特殊営業・無店舗型性風俗特殊営業を営む者は、その営業に関し客に接する従業員の国籍・就労資格等を確認し、確認の結果を書面により保存しなければならない義務が新たに設けられました。

確認義務を怠ると風営適正化法により100万円以下の罰金が課せられます。

[罰則]

性風俗関連特殊営業の禁止地域等営業、無届営業等の罰則が強化されています。

[罰則の強化の主な内容]

風俗営業の無許可営業	2年以下の懲役 若しくは200万円以下の罰金 又はこれの併科
店舗型風俗特殊営業の 禁止区域等営業 (デリバリーヘルスの受付所営業も同様)	2年以下の懲役 若しくは200万円以下の罰金 又はこれの併科
18歳未満の者を風俗営業等 において従事させること・ 客とすること	1年以下の懲役 若しくは100万円以下の罰金 又はこれの併科
客引き	6カ月以下の懲役 若しくは100万円以下の罰金 又はこれの併科
客引きをするため、 立ちふさがり、つきまとう (新設)	6カ月以下の懲役 若しくは100万円以下の罰金 又はこれの併科
性風俗関連特殊営業の無届営業	6カ月以下の懲役 若しくは100万円以下の罰金 又はこれの併科
外国人ホステス等の 就労資格の確認義務懈怠 (新設)	100万円以下の罰金
性風俗関連特殊営業の人の 住居へのビラ等の頒布、 広告制限区域等における広告物の表示等	100万円以下の罰金
性風俗関連特殊営業の 無届業者による広告宣伝 (新設)	100万円以下の罰金

〔 暴力団による暴力的行為を規制 〕

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（暴力団対策法）により指定暴力団員による不当な要求行為等が規制されています。

◎ 暴力的要求の禁止

暴力団員が暴力団の威力を示して、一般市民や風俗営業者等から、

○寄付金、賛助金の要求 ○挨拶料の要求 ○用心棒代の要求

○言いがかりをつけての物品買い取り要求、金品要求

等 15 項目の暴力的要求行為を禁止するものです。

◎ 禁止行為に対する罰則

上記の禁止行為を行った暴力団員に対し、公安委員会（警察署長）は、中止することを命じ、それに従わないと 1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金となります。

◎ 暴力団を恐れない、金を出さない、利用しない

〔 風俗営業変更承認申請・変更届等手続一覧 〕

- ◎ 風俗営業の許可を受けられた後、下記のような事項がある場合にはそれぞれ届出等が必要ですのでご注意ください。届出書等は正副2部及び添付書類がそれぞれ必要です。また所轄警察署を経由して公安委員会に提出します。なお控えも必ず1部作成し、所轄警察署の受理印をもらい保存して下さい。

- 営業所の大規模な修繕・模様替え
- 客室の位置・数・床面積の変更
- 壁・襖その他営業所の内部を仕切るための設備の変更
- 営業の方法の変更にかかる構造又は設備の変更
- パチンコ・パチスロの遊技機の変更



変更前に、あらかじめ変更承認申請書を提出して、

公安委員会の承認を受けなければなりません。

※ 公安委員会規則で定める基準に適合しない変更はできません。

- ◎ 営業者の氏名（法人の場合は会社名）及び住所の変更
- ◎ 法人の代表者氏名の変更
- 営業所の名称の変更
- 管理者の氏名及び住所の変更
- ◎ 法人役員（取締役・監査役）の氏名及び住所の変更



変更のあった日から10日以内に「変更届出書」を公安委員会に提出しなければなりません。

※ 〔◎印〕のものは、20日以内

営業所の小規模な修繕・模様替え・家具の入れ替え



変更のあった日から1ヶ月以内に「変更届出書」を公安委員会に提出しなければなりません。

- 照明設備・音響設備・防音設備の変更
- ゲーム場におけるゲーム機の変更



変更のあった日から10日以内に「変更届出書」を公安委員会に提出しなければなりません。

- 軽微な破損箇所の原状回復
- 照明設備・音響設備等の同一の規格及び性能の範囲内で行われる設備の変更。
- ゲーム場におけるゲーム機のソフトのみの入替え
- 見通しを妨げない程度の軽微な椅子・テーブル等の配置の変更。



届出の必要はありません。

- 上記変更届出を提出することにより、許可証の記載事項（氏名又は名称、営業所所在地、営業所名）に変更を生ずるとき
- 風俗営業の相続の承認を受けたとき



「許可証書換え申請書」を公安委員会に提出しなければなりません。

- ※ 相続承認の場合は承認後すぐに、それ以外の場合は変更届出書提出と同時に申請しなければなりません。

営業者（個人）が死亡したとき



相続人は、相続の承認を受けることにより引き続き営業することができます。被相続人の死亡後 60日以内に「相続承認申請書」を公安委員会に提出する必要があります。

許可証を亡失又は滅失したとき



速やかに「許可証再交付申請書」を提出して、許可書の再交付を受けなければなりません。

公安委員会から管理者講習通知書が来たとき



その実施予定日の 10 日前までに「受講申込書」を公安委員会に提出して下さい。

- 風俗営業を廃止したとき
- 風俗営業の許可が取り消されたとき
- 許可証の再交付を受けた場合において、亡失・滅失した許可証を発見・回復したとき
- 風俗営業の相続の承認を申請したが、公安委員会から相続を承認しない旨の通知を受けたとき
- 許可を受けたものが死亡したが、その相続人が相続承認申請をしなかったとき
- 許可を受けた法人が合併により消滅した場合



「返納理由書」及び「許可証」を 10 日以内に公安委員会に提出しなければなりません。

- ※ 許可証の発見・回復の場合は、発見・回復した「旧」の方を返納します。

休業するとき



届出の必要はありませんが、続けて6ヶ月以上休業すると許可が取り消されます。

- ※ 消費税の導入にともない娯楽施設利用税が廃止されたため、平成元年4月より更新の制度はなくなりました。

〔 風俗営業許可申請の誓約内容 〕

風俗営業許可申請には、次の3種類の誓約書の提出が義務づけられています。虚偽の誓約をしたり、許可が下りた後に誓約に反する行為をした場合には許可が取り消されることとなりますのでご注意ください。

1. 法4条1項1号～8号（法人の役員は1号～7号の2）に該当しない旨の誓約書

* 次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 1年以上の懲役もしくは禁固の刑に処せられ、その執行が終わった日（または執行を受けることがなくなった日）から起算して5年を経過しないもの
- 無許可風俗営業・不正受許可・名義貸し・公然わいせつ・わいせつ物頒布・淫行勧誘・賭博・常習賭博・売春防止法違反・職業安定法違反・労働基準法違反・児童福祉法違反・入管法違反等で、1年未満の懲役もしくは罰金の刑に処せられ、その執行が終わった日（または執行を受けることがなくなった日）から起算して5年を経過しない者
- 集団的に、又は常習的に暴力行為等を行うおそれのある者
- 精神病患者またはアルコール・麻薬・大麻・あへん・覚せい剤の中毒者
- 風俗営業の許可を取り消され5年を経過しない者

* 取り消し前60日以内にその法人の役員であった者も含まれます。

- 未成年者

* 営業に関し成年者と同一の能力を有すると認められる者（法人の役員等）や、風俗営業者の相続人（ただし、その法定代理人が上記に該当しないことが必要）の場合はよい。

2. 誠実に業務を行う旨の誓約書（管理者のみ）

* ここでいう業務とは、使用人等に対し、法令の規定を遵守してその業務を実施するため必要な助言または指導を行うことをいいます。

3. 法24条2項各号に該当しない旨の誓約書

* 未成年者でないこと及び上記1のいずれにも該当しないことを誓約します。

〔 風俗営業等の行政処分及び罰則一覧 〕

1.行政処分等

条文	違反事実	処分内容
第8条	<p>風俗営業の許可業者及び相続、合併又は分割承認を受けた業者で、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 偽りその他不正の手段による許可もしくは相続、合併又は分割の承認を受けた業者 2. 人的欠格事由（第4条第1項）に該当した業者 3. 正統な事由のないのに、許可後6月以内に営業を開始せず、又は引き続き6月以上休業し、現に休業している業者 4. 3月以上の所在不明業者 	許可の取消
第25条 第6条 第11条 第12条 第13条 第14条 第15条 第16条 第17条 第18条 第18条の2第1項 第18条の2第2項	<p>風俗営業又はその代理人、使用人、その他従業者（以下「代理人等」という。）が、法令又は本法に基づく条例の規定に違反した場合に、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼす恐れがあると認められるとき</p> <p>風俗営業業者（第1号、キャバレー・料理店・社交飲食店、第2号、低照度飲食店、第3号、区画席飲食店、第4号、マージャン店・パチンコ店・その他遊技場、第5号、ゲームセンター等）の順守事項と禁止行為に係る法律の規定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 風俗営業業者の許可証の掲示義務 2. 風俗営業の名義貸しの禁止 3. 全ての風俗営業業者の遵守事項 <ol style="list-style-type: none"> ア) 構造及び設備の維持 イ) 営業時間の制限（午前0時～午前6時迄の間） ウ) 照度の規制 エ) 騒音振動の規制 オ) 広告及び宣伝の規制 カ) 料金の表示 キ) 年少者立入禁止の表示 ク) 接待従事者に対する拘束的行為の規制 ケ) 拘束行為を受けている接客従業者が従事することを防止するための措置 	<p>善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示（指示処分）</p>

第 22 条	4. 全ての風俗営業者の禁止行為 ④ 営業に関する客引き行為 ⑤ 18 歳未満の者に客の接待をさせる行為 ⑥ 午後 10 時から翌日の午前までの間に、18 歳未満の者に接客させる行為 ⑦ 18 歳未満の者を営業所に客として立入らせる行為 ⑧ 20 歳未満の者に、酒類又はたばこを提供する行為 ⑨ 5 号営業における 18 歳未満の者の午後 10 時以降の立入についての保護者同伴	
第 24 条第 1 項	5. 管理者の選任義務	
第 36 条	6. 従業者名簿の備付け義務	
第 37 条第 1 項・2 項	7. 公安委員会に対する報告及び資料の提出義務、警察職員の営業所への立入り受諾義務（注 2）	
第 19 条	8-1. まあじゃん屋の遵守事項 遊技料金の規制	
第 23 条第 2 項	8-2. まあじゃん屋の禁止行為 景品の提供行為	
第 19 条・第 20 条	9-1. ぱちんこ屋等の遵守事項 ア 遊技料金等の規制 イ 遊技機の規制	
第 23 条第 1 項	9-2. ぱちんこ屋の禁止行為 ① 現金又は有価証券の賞品提供行為 ② 客からの提供景品買取行為 ③ ぱちんこ玉等を持ちでさせる行為 ④ ぱちんこ玉等の保管証等の発行行為	
第 18 条	10-1. ゲームセンター等の遵守事項 ① 18 歳未満の者の午後 10 時以降の立入禁止の表示	
第 22 条第 1 項第 5 号	10-2. ゲームセンター等の遵守事項 ① 18 歳未満の者の午後 10 時以降の立入制限	
第 23 条第 1 項第 2 号	② 賞品の買い取り行為	
第 23 条第 1 項第 3 号	③ 競技玉等を持ち出させる行為	
第 23 条第 1 項第 4 号	④ 競技玉等の保管証等の発行行為	
第 26 条第 1 項	風俗営業者又は代理人等が、法令又は本法に基づく条例の規定に違反した場合において著しく善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認められるとき 風俗営業者の 1. 本法に基づく処分違反 2. 風俗営業の許可の条件違反	許可取消又は 6 月を超えない範囲の営業の全部若しくは一部の停止

1.行政処分等

罰条	罪名	量刑
第49条第1項 第1号 第49条第1項 第2号 第49条第1項 第3号 第49条第1項 第4号	許可を受けないで風俗営業を営んだ者 偽りその他不正の手段で許可又は承認（相続・合併・分割）を受けた者 名義貸し 営業停止命令違反（風俗営業）	2年以下の懲役若しくは 200万円以下の罰金又は、これを併科
第51条	遊技機の指定試験機関、都道府県風俗環境浄化協会の役員又は職員の守秘義務違反、少年指導員	1年以下の懲役若しくは 100万円以下の罰金
第50条第1項 第1号 第50条第1項 第2号 第50条第1項 第3号 第50条第1項 第4号	風俗営業所の構造・設備、遊技機の無承認変更 不正手段による風俗営業の構造・設備、遊技機の変更承認 不正手段による特例風俗営業者の認定 18歳未満の者による接待 18歳未満の客の立ちらせ行為 20歳未満の者への酒類、たばこの提供	1年以下の懲役若しくは 100万円以下の罰金又はこれを併科
第52条第1項 第1号 第52条第1項 第2号 第52条第1項 第3号	客引き パチンコ店等の禁止行為 上記第23条第1項第1号に掲げる風俗営業者の禁止行為 現金等の賞品提供行為 賞品の買取行為 マージャン店、ゲームセンター等の禁止行為 上記第23条第1項第2号に掲げる風俗営業者の禁止行為 賞品提供行為	6月以下の懲役若しくは 100万円以下の罰金又はこれを併科
第53条	広告宣伝の禁止 従業員名簿の備え付 接待従業者の確認 報告及立入拒否	100万円以下の罰金

第54条第1項 第1号	風俗営業の許可申請等の虚偽記載	50万円以下の 罰金
第54条第1項 第4号	風俗営業（7号、8号）の 遊技玉等を持ち出させる行為 遊技玉等の保管書面の発行	
第54条第1項 第5号	風俗営業者の管理者選任義務違反	
第55条第1項 第1号	風俗営業者の許可証、認定証掲示義務違反	30万円以下の 罰金
第55条第1項 第2号～6号	風俗営業の相続、合併、分割承認時の許可証書換え義務違反 風俗営業者の変更届違反、標章のはり付け違反、許可証・認定証返納義務違反	
第56条	法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は営業に関し、第49条、第50条第1項、又は第52条から第55条迄の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、それぞれの罪に対応した罰金刑が科される。	各本条の罰金 刑（両罰規定）
第57条第1号 第57条第2号 及び3号	相続不承認時の許可証返納義務違反 風俗営業者が死亡した場合等の許可証返納義務違反	10万円以下の 過料

[保全対象施設]

100M 時の保全対象制限距離（例・東京公安委員会基準）

営業種別	用途地域別	保全対象別	10M	20M	50M	100M
風俗営業	商業地域	・学校（大学を除く） ・図書館 ・児童福祉施設（助産施設を除く）	××××××××××			
		・大学 ・病院（第一種助産施設を含む） ・診療所（8人以上の患者を入院させる施設を有するものに限る）	×××××			
		・第二種助産施設 ・診療所（7人以下の患者を入院させる施設を有するものに限る）	××			
	近隣営業地域	・学校（大学を除く） ・図書館 ・児童福祉施設（助産施設を除く）	××××××××××××××			
		・大学 ・病院（第一種助産施設を含む） ・診療所（8人以上の患者を入院させる施設を有するものに限る）	××××××××××			
		・第二種助産施設 ・診療所（7人以下の患者を入院させる施設を有するものに限る）	×××××			
	その他の地域	・学校（大学を除く） ・図書館 ・児童福祉施設 ・病院 ・診療所（患者を入院させる施設を有するものに限る）	××××××××××××××			

×××印は営業所の設備が制限される区域・・・（各都道府県の条例関係を必ずご確認下さい。）

保全対象施設についての問い合わせ先

・大学⇒	文部科学省高等教育局大学課
・学校⇒	公立小学校・公立中学校→各区区役所（市役所）教育委員会 私立小学校→東京私立初等学校協会 私立中学校・私立高等学校→東京私立中学高等学校協会 公立高等学校→東京都学務部高等学校教育課 盲学校・聾学校・養護学校→東京都学務部義務教育心身障害教育課 盲聾養護学校
・児童福祉施設⇒	公立・私立幼稚園→区役所（市役所）教育委員会 保育所→区役所（市役所）児童課 図書館→東京都教育庁社会教育課 児童遊園→区役所（市役所）公園課 児童館→区役所（市役所）児童課
・病院、診療所、助産所⇒	保健所

（下記施設は風俗営業の保全対象施設に該当いたしますのでご注意ください）

児童福祉施設等

施設の種類	施設の目的および対象者
助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により病産院等で入院分べんが困難な妊産婦を対象に、入院助産を行う。
乳児院	保護者がいないか、保護者による養育が困難又は不適當な乳児の養育を行う。
母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させ、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援する。
児童養護施設	乳児を除いて、保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援する。
知的障害児施設	知的障害の児童を入所させて保護し、独立自活に必要な知識技能を与える。
自閉症児施設（第1種）	自閉症を主たる症状とする児童を病院に入院させて保護し、独立自活に必要な知識技能を与える。

自閉症児施設（第2種）	自閉症を主たる症状とする児童であって、入院を要しない者を施設に入所させて保護し、独立自活に必要な知識技能を与える。
知的障害児通園施設	知的障害のある児童を日々保護者の下から通わせて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える。
盲ろうあ児施設	盲児《強度の弱視児を含む》又はろうあ児を入所させて保護し、独立自活に必要な指導又は援助をする。
難聴幼児通園施設	難聴幼児を保護者のもとから通わせて指導訓練を行う。
肢体不自由児施設・ 肢体不自由児通園施設	上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に治療、訓練及び独立自活するために必要な知識・技能を修得させるため、入園及び通園による療育を行う。
肢体不自由児療護施設	上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童で、医療機関に入院させて常時医療を行うことを要しないものであって、適当な介護者がいない児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える。
重症心身障害児施設	重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を保護し、必要な治療、訓練、生活指導等の療育を行う。
児童自立支援施設	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び、家庭環境その他の環境上の理由により、生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する。
児童館	屋内に集会室、遊戯室、図書館等必要な設備を設け、児童に健全な遊びを与える。
重症心身障害児（者）通所施設	在宅の重症心身障害児（者）が、養護学校卒業後も地域社会の中で生活できるように、必要な療育を実施する。
学童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない、おおむね10歳未満の児童について、授業終了後児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

[用途地域、用語説明]

第一種低層 住居専用地域	<ol style="list-style-type: none"> 1. 良好な低層住宅地として、その環境を保護する地域 2. 土地区画整理事業その他の市街地開発事業等により低層住宅地として、面的な市街地整備を図る区域
第二種低層 住居専用地域	<ol style="list-style-type: none"> 1. 良好な低層住宅地の環境を保護しつつ、日用品販売店等の利便施設等が立地している区域又は計画的に立地を図る区域 2. 主要な生活道路沿いの区域で、良好な低層住宅地の環境を保護する区域
第一種中高層 住居専用地域	<ol style="list-style-type: none"> 1. 良好な中高層住宅として、その環境を保護する区域 2. 土地区画整理事業その他の市街地開発事業等により道路、下水道、公園等が整備された区域で、住環境の保護を図りつつ住居を中高層化する区域
第二種中高層 住居専用地域	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中規模な店舗等の立地を許容しつつ良好な中高層住宅地の環境を保護する区域 2. 土地区画整理事業その他の市街地開発事業等により道路、下水道、公園等が整備された区域で、住環境の保護を図りつつ住居を中高層化する区域 3. 第一種中高層住居専用地域等を貫通する主要な道路沿いで、特に後背地の良好な住環境を保護すべき区画
第一種住居地 域	<ol style="list-style-type: none"> 1. 商業地又は工業地に接する区域で、用途が混在しているが、住環境を保護する区域 2. 住居専用地域を貫通する幹線道路沿いの区域で、住環境を保護する区域
第二種住居地 域	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大規模な店舗、事務所等が混在している住宅地で、住環境を保護する区域 2. 第一種住居地域を貫通する幹線道路沿いの区域で、住環境を保護する区域
準住居地域	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅地を貫通する幹線道路等の沿道のうち、自動車関連施設等が立地している区域又は計画的に立地を図る区域で、住環境を保護する区域
近隣商業地域	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活拠点周辺及び生活中心地の区域 2. 日常購買品を扱う店舗を主体とした区域 3. 乗降人員の少ない鉄道駅周辺の区域 <p>2. 又は3. について指定する場合の基準は、店舗又は事務所等の数がおおむね30以上集中している区域で、区域内の店舗若しくは事務所等の建築物の棟数又は床面積の合計が、おおむね全体の70%を超える区域とする。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 4. 住宅地に新駅が設置されるなど、日常購買品を扱う店舗等の立地を図る区域 5. 幹線道路沿いで、沿道にふさわしい業務施設等が立地している区域又は計画的に立地を図る区域
商業地域	<ul style="list-style-type: none"> 1. 中核拠点（都心、副都心、新拠点及び核都市） 2. 拠点性の高い計画的複合市街地 3. 生活拠点及び生活中心地 4. 乗車人員の多い鉄道駅周辺の区域 5. 幹線道路沿いで、商業・業務施設等が立地している区域又は立地を図る区域 6. 近隣商業地域では許容されない商業施設が多く立地している区域
準工業地域	<ul style="list-style-type: none"> 1. 工場と住宅が混在しており、住工の調和を図りながら都市型工業や地場産業などの育成を図るべき区域又は住環境の保護を図りつつ工業の立地を図る区域 2. 流通関連施設などの立地を誘導する区域 3. 水道、下水道、ごみ焼却場等の供給処理施設の立地する区域又は電車操車場等の区域 4. 店舗、事務所、流通関連施設等の業務系施設又は自動車修理工場等沿道サービス施設等の立地する区域
工業地域	<ul style="list-style-type: none"> 1. 準工業地域では許容されない工場又は危険物の貯蔵所・処理場の立地を図るべき区域 2. 工業団地など産業機能を集積させ、その機能の育成を図るべき区域 3. 住宅等との混在を排除することが困難又は不適當な工業地で、産業機能の維持を図るべき区域
工業専用地域	<ul style="list-style-type: none"> 1. 工業の集積が多く、その機能の育成を図り、住宅の立地を防止する区域 2. 計画的に開発する工業団地の区域

特別用途地区 → 市町村の創意工夫により種類の名称を自由に定めることができる

中高層階住居 専用地区	<ul style="list-style-type: none"> 1. センター・コア再生ゾーン等で、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域等において、定住人口の確保を図ることが必要な区域に積極的に指定する。 2. 中高層階住居専用地区を指定する場合は、住宅の確保及び住環境の保護等を図るため、建築物の用途の制限を強化する。 3. 規模はおおむね1ha以上とする
----------------	---

特別工業区域	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特定の工業の利便の増進を図る地区又はその利便の増進を図りつつ、これと調和した住居等の環境の保護を図ることが必要な地区に指定する。 2. 工業地域及び工業専用地域で、水質汚濁、大気汚染等の公害を防止する必要がある区域は、第一種特別工業地区に指定する。 3. 準工業地域のうち、住宅地に近接する区域、又は家内工業若しくは中小企業の工場と住宅が混在しており、騒音、振動等の近隣公害の防止を図る区域は、第二種特別工業地区に指定する。なお、準工業地域で、住居系用途に変化しつつある区域については、第一種住居地域又は第二種住居地域等に変更し、現存する工業系施設の保護、育成を図るため、あわせて工業系用途を緩和する特別工業地区を指定することができる。 4. 住居系用途地域においても、住環境を保護しつつ地場産業等の育成を図るべき区域に、工業系用途を緩和する特別工業地区を指定することができる。
文教地区	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住居系用途地域等において、学校、図書館等の教育文化施設の立地している区域又は良好な文教的環境の保護を図る住宅地等に指定する。 2. 原則として、住居系用途地域については第一種文教地区に、その他の用途地域については、第二種文教地区に指定する。

(イ)風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律施行条例の施行に関する規則（昭和六十年二月一日東京都公安委員会規則第一号）第二条第二項の規定による東京都公安委員会が告示する区域

（昭和六〇・三・一

東京都公安委員会告示三三）

風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律施行条例の施行に関する規則（昭和六十年二月一日東京都公安委員会規則第一号）第二条第二項の規定により、東京都公安委員会が認める区域は、次のとおりとする。

- 一 中央区のうち、銀座四丁目から同八丁目までの区域
- 二 港区のうち、新橋二丁目から同四丁目までの区域
- 三 新宿区のうち、歌舞伎町一丁目、同二丁目（九番、十番及び十九番から四十六番まで）及び新宿三丁目の区域
- 四 渋谷区のうち、道玄坂一丁目（一番から十八番まで）、同二丁目（一番から十番まで）及び桜丘町（十五番及び十六番）の区域

※「特定地域」

上記の地域の場合、風俗営業 1～8 号に限り（100m以内）学校、入院施設等何があっても許可になる特別な地域です。（性風俗関連特殊営業は含まれません）

告示（公）

◎ 東京都公安委員会告示第 51 号

風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律施行条例の施行に関する規則（昭和 60 年 2 月 1 日東京都公安委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定による東京都公安委員会が告示する地域は、別表のとおりとする。ただし、規則第 4 条ただし書の規定により、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和 59 年東京都条例第 128 号）第 3 条第 1 項第 1 号に規定する住居集合地域からの距離が 20 メートル以下の区域を除く。

平成 11 年 4 月 1 日

東京都公安委員会

委員長 河野義克

※ 別表省略

〔 風俗営業許可等に関する手数料額 〕

手数料を納める者	金額
1 法第3条第1項の風俗営業の許可を受けようとする者	
(1)ぱちんこ屋で認定遊技機のみ設置	
ア 3カ月以内の期限付営業	15,000 円
イ その他の営業	25,000 円
(2)ぱちんこ屋で検定遊技機のみ設置	上記金額+2,800 円 +検定遊技機1台ご とに40円加算
(3)1号から5営業（ぱちんこ屋を除く）及び特定遊興飲食店営業	
ア 3カ月以内の期限付営業	14,000 円
イ その他の営業	24,000 円
2 相続承認申請／（ ）は特定遊興	9,000 円 (8,600 円)
3 合併承認申請／（ ）は特定遊興	12,000 円 (11,000 円)
4 分割承認申請／（ ）は特定遊興	12,000 円 (11,000 円)
5 構造設備の変更承認（遊技機の入替を除く）申請／（ ）は特定遊興	11,000 円 (9,900 円)
6 許可証の再交付／（ ）は特定遊興	1,200 円 (1,100 円)
7 許可証の書換え／（ ）は特定遊興	1,500 円 (1,400 円)
8 特例風俗営業者の認定申請／（ ）は特定遊興	15,000 円 (13,000 円)
9 特例認定証の再交付申請／（ ）は特定遊興	1,200 円 (1,100 円)
10 遊技機の入替変更承認申請	
(1) 認定遊技機のみ設置	2,400 円
(2) 検定遊技機のみ設置	5,200 円 遊技機1台ごとに 40円加算
11 管理者講習申込み／（ ）は特定遊興	2,600 円（講習1時 間につき650円）
12 減額・増額する場合／（ ）は特定遊興	
(1) 同時許可申請は、上記1の該当金額2件目から8,600円（8,000円）を減額	
(2) 減失による許可の特例申請の場合は上記1の該当金額6,800円を加算	
(3) 相続承認の同時申請は上記2の2件目から3,800円を減額	

(4) 合併・分割承認の同時申請は上記3、4の2件目から3,800円(3,300円)を減額
(5) 特例認定申請の同時申請は上記8の2件目から3,300円(3,000円)を減額

〔 料金の設定／見積書・請求書の書き方（例） 〕

◎ 風俗営業許可申請一式	※料金の例
① 100m 範囲の地域調査 ア) 用途地域の確認（都市計画課） イ) 学校・福祉施設関係の確認（市区町村） ウ) 診療所・病院の確認（保健所・市区町村） エ) 現地実地調査	50,000 円
② 店舗測量	50,000 円
③ 各種図面作成（正・副・控 作成） ア) 100m 範囲の地域図 5,000 円 イ) テナントビルの店舗入居概略図 5,000 円 ウ) 営業所平面図 20,000 円 エ) 営業所求積図 10,000 円 オ) 客室求積図 30,000 円 カ) 照明・音響設備等配置図 10,000 円	
④ 申請書・誓約書他書類作成	30,000 円
⑤ 警察署への予約及び申請同行	20,000 円
⑥ 風俗環境浄化協会の検査立ち合い	20,000 円
請求金額合計	250,000 円

※ 別途消費税を加算

※ 警察署への申請手数料が別途かかります。

飲食店営業許可申請／保健所	30,000 円～50,000 円
----------------------	--------------------------

※ 保健所への申請手数料が別途かかります。

<p>☆その他サポート業務／取寄せ代行及び作成〔実費＋手数料〕</p> <p>ア) 住民票取寄せ イ) 身分証明書取寄せ ウ) 登記されていないことの証明書取寄せ エ) 会社登記事項証明書取寄せ オ) 現在定款の作成 カ) 公図・土地建物登記事項証明書の取り寄せ（都道府県により違いあり） キ) 用途証明の取り寄せ（埼玉県・千葉県・神奈川県等他県）</p>
--

付 録

風俗営業業務日誌

— 目次 —

東京都風俗環境浄化協会①	59
東京都風俗環境浄化協会②	60
東京都風俗環境浄化協会③	61
8号営業 — 「風適法」前夜①	62
8号営業 — 「風適法」前夜②	63
8号営業 — 「風適法」前夜③	64
ピンク産業と「風適法」①	65
ピンク産業と「風適法」②	66
ピンク産業と「風適法」③	67
P店申請①	68
P店申請②	69
P店申請③	70
変更承認申請①	71
変更承認申請②	72
変更承認申請③	73
申請取り下げ①	74
申請取り下げ②	75
申請取り下げ③	76
取り締まり①	77
取り締まり②	78
取り締まり③	79
風俗営業と外国人①	80
風俗営業と外国人②	81
風俗営業と外国人③	82

『風適法』一部改正①	83
『風適法』一部改正②	84
平成 27 年 6 月風適法改正	85
損害賠償①	86
損害賠償②	87
損害賠償③	88

〔 東京都風俗環境浄化協会① 〕

風俗営業の許可申請をした方なら、「風俗環境浄化協会」という名前を何度か聞いたことがあると思います。聞いたことがないという人でも、風俗営業の許可を取った人なら、必ず関わり合いを持っているのです。

許可申請の時、所轄警察署の担当者とともに、申請した店舗の調査にきた人を覚えているでしょう。その人たちが「風俗環境浄化協会」の調査員なのです。

正式には「都道府県風俗環境浄化協会」という名称で『風適法』第39条に規定され、各都道府県に一つずつ指定された団体なのです。

風俗営業許可業者の方は（管理者兼任の場合）許可取得後に必ず「管理者講習」を受講しているはずですが、その法定講習会の実施も、公安委員会から委託を受けた「風俗環境浄化協会」の仕事なのです。

東京の場合、「財団法人東京防犯協会連合会」が「東京都風俗環境浄化協会」に指定され、活動しています。

東京都内には102の警察署があり、土日・祝祭日を除いて毎日、風俗営業の許可申請が受け付けられています。

その102の警察署から連絡を受けて、浄化協会の調査員の人たちが各申請店舗を調査し、その調査結果を公安委員会に報告しています。

102もの警察署内の調査は当然、2人や3人でできるものではなく、2人1組で5班、合計10人の調査員が毎日毎日、風俗営業の店舗を調査しているのです。

その調査員の人たちは警察署を退官したベテランのOBで、60歳から65歳までの間だけの勤務になっているようです。

私の事務所では風俗営業の許可申請を多く扱っていることもあって、浄化協会の調査員の皆さんとは親しくさせていただき、風俗営業ばかりでなく、いろいろな事件の裏話を聞かせていただいたりもしています。

調査員の人たちが40年余りの警察勤務で経験したことは、私たち一般市民にはどうも想像もつかないような、とてもハードな出来事が数多くあり、さらりと話されると、かえってずっしりとした重みを感じるものです。

薬物の専門家だった人や、知能犯の担当であった人、また若い頃に機動隊で経験を積んだベテランなど、そんな調査員を相手に、風俗営業のごまかしなんてできるものではありません。

（注）東京都風俗環境浄化協会は、平成28年3月現在、選任の職員14名で運営されていますが、47都道府県の内29の道・県では、風俗環境浄化協会として選任の職員はおかれています。選任職員のいない道・県は、防犯協会との兼務職員で運営され、専任職員がおかれている府・県でも1～4名という職員数になっています。従いまして、風俗営業許可申請後の実地調査は所轄警察署のみで行われる県も多くあります。

〔 東京都風俗環境浄化協会② 〕

以前お世話になった環境浄化協会の K さんは、理知的でとても温和な方でした。しかし、現職の警察官時代のお話を聞くと、いくつもの修羅場をくぐり抜け、私たちには想像もつかないような経験をされていました。

その経験談の一つに学生運動の過激派が引き起こした「浅間山荘事件」の話があります。

1970 年代、当時若かった K さんは機動隊に所属し、「浅間山荘事件」の任務に就いたのです。

山荘にとじこもった過激派と機動隊のにらみあいが続く中、K さんは隊長と一緒に、その最前列に陣取っていました。

何かの拍子で K さんが頭を下げたその一瞬、「パーン」と弾ける音が浅間山の谷間に響きわたり、傍らにいた隊長が突然、倒れ込みました。

もんどりうって倒れた隊長の身体から「ピューッ」と血しぶきが上がり、驚いた K さんは、激しく吹き出る血しぶきを両手で押さえながら大声で助けを呼びました。

隊長が担架で運び出されるまでの時間はとても長く、20～30 分に感じられましたが、後で記録を見ると、わずか 2 分という短い時間だったそうです。

こういう異常事態、緊急事態に遭遇すると、緊張や焦りから、誰でも時間の感覚が狂ってしまうのですね。

また、ある時は、同僚の警察官が変質者に背後から刃物で襲われ、殉職するという事件がありました。

その事件を調べると、殉職した警官は、背中を刺されながらも、その犯人を 50 メートルほど追いかけた事実が判明しました。

事件の現場には刃物の柄の部分だけが残され、不思議なことに刃の部分が見つかりませんでした。

ところが、検死の結果、不明になっていた刃の部分の遺体の脊髄の中にすっぽり入っているのが見つかったのです。

検死官の見解は、「こんな状態では、普通、人間は一步も歩くことができず、即死状態になるはず」。

極限状態だからこそ、犯人を捕まえようとする気力というか、信じられないような底力が出るのかもしれない。

こんな修羅場をくぐりつづけてきた K さんですが、今はやさしく第二の人生を送っています。

〔 東京都風俗環境浄化協会③ 〕

東京都風俗環境浄化協会には 10 人の調査員が在籍し、風俗営業の新規申請やパチンコ店の構造・設備の変更承認などについての調査業務をしています。

調査業務のほかにも、管理者講習会を開催したり、風俗営業に関する苦情処理、広報誌の発行などによる法律順守の啓発活動、少年指導員や民間団体への活動援助などの仕事をしています。

東京の浄化協会には 10 人の調査員が在籍——と書きましたが、これは、人口が最も集中し、しかも風俗営業の店舗が多い東京の状況に対処するための人員であり、他県では少人数で多くの仕事をこなしているようです。

例えば埼玉県では、防犯協会との兼務の 2 名の職員で、さいたま市、川口市の繁華街から秩父の山奥まで県内全域の調査業務をしているそうです。

また、千葉県の浄化協会では専任の職員は置いていないため、風俗営業の店舗調査は所轄警察署の担当がおこなっています。

一方、神奈川県では、地域によって調査の中心が浄化協会であったり、所轄警察であったりしています。

東京都の場合は、浄化協会の調査員 2 人と所轄警察署の担当 1～2 人が、申請のあった風俗営業店舗の構造設備の検査をし、営業者・管理者への諸注意の提示をしています。

ただし、所轄警察が忙しい地域では、浄化協会の調査員だけの立ち会いで、警察署の担当がこられない場合もあります。

また、東京都には大島、八丈島、三宅島といった島々もあり、パチンコ店やバー、クラブ、マージャン店などの新規申請に対して、浄化協会の調査員は船舶か飛行機で調査にいきます。

私も平成 11 年の 12 月には、三宅島のバーの許可申請をしたことがあります。現地の調査、警察署への許可申請、その後の浄化協会による実地調査と、そのたびに飛行機で三宅島へ飛びました。

羽田から三宅島へは、午前の往きの飛行機が 2 便、帰りの午後便も 2 便しかないので、調査時間の関係で、往復とも浄化協会の調査員と同じ飛行機になりました。

その直後に、三宅島では雄山の噴火があり、全島民が島の外へ避難せざるをえなくなりました。

その後、避難が解除された年には、フィリピンクラブの申請があり、浄化協会の方と防毒マスクを持ち、検査に立ち会いました。

〔 8号営業―「風適法」前夜① 〕

2001年、CSKグループの総帥、大川功氏が亡くなり、莫大な財産がセガに提供されたという報道を目にされたと思います。

今や巨大な企業に成長したセガやタイトー、ナムコ、任天堂といったゲーム関連会社は、昭和59年改正のいわゆる「新風営法＝風適法」の適用を受けてゲームセンターが「第8号営業」として規制の対象になったことによって、その存続が危惧された時期がありました。

あまり知られていませんが、セガやタイトーはもともとジュークボックスやウォッカの販売を目的として外国人起業家がスタートさせた会社です。

その後、コインゲームなどを手がけ、セガは「潜水艦ゲーム」で当て、タイトーは昭和53年に「スペースインベーダー」を発表し一大ブームを巻き起こしました。

インベーダーゲームの最盛期には、1日で26億円もの売上げを記録したとのこと。

タイトーの社長は、ユダヤ系のミハイル・コーガン氏で、1代で巨額の富を築き、病に倒れた後、妻子は莫大な財産を相続し、一躍、高額所得者の上位にランクされました。

インベーダーゲームで業界のトップになったタイトーでしたが、物事のすべてが順調に運んだわけではありません。

風適法施行後には、ゲームセンターの許可申請に関して警視庁からこっぴどく叱られる事件を起こし、税務署からもにらまれることになり、その事件の結果、株式の上場でセガに遅れをとることになりました。

一方のセガは、アメリカ人経営者のデイヴィッド・ローゼン氏がゲーム機販売会社の中山隼雄氏を経営陣に迎え入れ、急成長を遂げることとなります。

中山氏は、ユダヤ人兄弟が経営するジュークボックス輸入会社V&Vを皮切りにゲーム業界に参入し、ビンゴゲーム機やメダルゲーム機を販売する会社を設立したり、「ちょっと危ない機械」の販売もしたようです。

ともあれ、インベーダーゲームは大人から子供までたくさんの人たちを夢中にさせ、繁華街のゲームセンターではピコピコという機械音が夜通し鳴り響き、少年少女の夜遊びが増え、遊ぶ金ほしきの恐喝事件まで発生して社会問題になりました。

その結果、この問題の解消と「セックス産業」規制を主目的として「風営法の改正」が進むこととなります。

〔 8号営業―「風適法」前夜② 〕

ゲーム機業界では、外国人起業家によってスタートしたセガやタイトーが、インベーダーゲームのヒットにより、町中のゲームセンターをまさにインベーダーのごとく席卷していきました。そのほかのゲームメーカーもナムコが「パックマン」を、任天堂が「ファミリーコンピュータ」を開発し、現在のような大企業へと発展していくことになります。

ナムコは、会長兼社長の中村雅哉氏が中村製作所としてスタート。デパートの屋上に子供向けの木馬や遊戯機を設置したのを皮切りにゲーム業界に参入してゆき、後に映画の日活を買収したり、東京芸大や慶応代に4億円もの寄付を贈るなどして話題をふりまいてきました。

ご存じの方も多いと思いますが、任天堂は花札やカルタ、トランプの製造販売をしていた会社で、マーじゃん牌も販売していました。自動卓が普及する以前のマーじゃん店では、任天堂から牌やサイコロ、ポーカーチップなどを購入していたものでした。

その任天堂は、おもちゃ類のほかにルーレット台やブラックジャック台、ポーカー台なども販売しており、繁華街のゲームセンターの片隅では対人ゲームの疑似カジノゲームを楽しむ人たちもいました。

風適法施行前の1984（昭和59）年以前の新宿や渋谷の繁華街では、早朝の5時頃までゲームセンターが営業しており、多くの若者たちがゲームセンターで朝を迎えました。

ゲームに興味の無い方には信じられないかもしれませんが、ゲームセンターの疑似カジノでは換金が一切ないにもかかわらず、まるで碁会所か将棋センターに集まる大人たちのように、夜な夜な若者が集まり、ルーレットやブラックジャック、セブンスタッドポーカーなどのゲームを楽しんでいました。

トランプを使って7人まで遊ぶことのできるセブンスタッドポーカーは、手持ちのカードを少しずつオープンにしながら相手の手の内を予測するという、マーじゃんに似たゲームのため、競技マーじゃんのプロたちもゲームに参加していました。

そのようにゲームセンターが若者たちを夢中にさせているという状況があったため、「風営法の改正」で、ルーレットなどを含むゲーム機設置店が新たに8号営業として許可の対象に組み入れられることになりました。

〔 8号営業―「風適法」前夜③ 〕

1985（昭和60）年2月13日、東京・新宿歌舞伎町では午後10時を過ぎた頃から街のネオンが少しずつ消えて、11時にはほとんどの風俗店の看板の灯が消え、あたかも「戒厳令の夜」の様相を呈していました。

街には客引きの姿もなく、TVカメラとライトを抱えたマスコミ関係者の姿ばかりが目立ち、マイクを持ったレポーターも拍子抜けした表情で、深夜0時になるのを待っていました。この日が「新風営法（風適法）」の施行日でした。

新しい法律ではゲームセンターも風俗営業の仲間入りをし、毎日朝まで営業していた繁華街のゲームセンターも、深夜0時をもって閉店することになりました。

それまでゲームセンターで夜を明かしていた若者たちは、いったいどこへ行ったのでしょうか？ ディスコでしょうか？

いいえ、ディスコも風俗営業1号か3号の適用を受け、午前0時には閉店しなければならず、ディスコに対してもたびたび警察の取り締まりが実施されていました。

それでも若者は新しい遊び場を見付けてくるものです。

新しい風適法では、新たにゲームセンターを許可の対象にしましたが、バッティングセンター、ボウリング場、ビリヤード場、カラオケボックス、映画館などは規制の対象になりませんでした。ゲームセンターから追い出された若者たちは、そういった規制対象外の施設で朝を迎えることになったわけです。

バッティングセンターにもボウリング場にも、ゲーム機は設置されていました。しかし、そういう施設の場合、面積要件によっては風俗営業第8号の許可の取得が必要ないという「法の抜け道」があったのです。

繁華街の経営者も、指をくわえて新しい法律を見ているばかりでなく、新しい業種を考え出してきました。その一つが「プールバー」です。

それまでの東京のビリヤード場は「四つ球」や「スリークッション」といったビリヤード台が主流でしたが、それを「ポケット台」に入れ替え、内装を豪華にし、カクテル類などのアルコールを置くことによって、よりファッションナブルな「プールバー」に生まれ変わり、それが若者たちの間で大流行することになります。もちろん、風適法の規制対象外の営業として、夜通しの営業が売り物でした。

しかし、深夜にアルコール提供を主体とした業種は、深夜酒類提供飲食店として警察への届出が必要であり、深夜酒類提供飲食店では、深夜の遊興禁止規定があるため、厳密に言えば違法な営業になっていました。

このように、若者たちの遊びの追求と、それに対する法律の規制は、いつも、いたちごっこの側面を持っているようです。

[ピンク産業と「風適法」①]

1978（昭和53）年からのインベーダーゲームのブームでは、新宿歌舞伎町のメインストリートの1、2階の店舗が軒並みゲームセンターに変わってしまいました。

80（昭和55）年頃になるとインベーダーのブームも下火になり、横町のゲームセンターは「本屋さん」に商売替えるところが出てきました。

「本屋さん」といっても、普通の書店ではなく、ビニールカバーで覆ったヌード写真集……いわゆる「ビニ本」の販売店です。その後、歌舞伎町の街は一層ピンクの度合いを増していくことになります。

関西から広がってきたという「ノーパン喫茶」、「愛人バンク」、「デート喫茶」、「ファッションマッサージ」といった得体の知れないピンク産業が深夜テレビで紹介されるや、新宿歌舞伎町は「怪しげな街」として全国にその名をとどろかせることになってしまいました。

トルコ風呂がトルコ大使館からのクレームにより「ソープランド」と名称を変更したのも、風営法が改正されるまさにその年、1984（昭和59）年のことでした。

青少年の保護・育成を主目的とした新しい風営法——『風適法（風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律）』には、歌舞伎町の商店主たちもいちおう賛成を表明はしたものの、街の経済にどんな影響が出るのかという心配も隠せませんでした。

『風適法』の施行によって、ゲームセンターが許可を必要とする業種になり、営業時間も制限され、また「ソープランド」をはじめとする性風俗関連の営業には届出が課せられる——そのことが、テナントビルを所有するオーナーにとって心配の種になりつつありました。

そんな中で、性風俗関連営業に対する法律上の扱いについて再考を求める動きが出てきます。

パチンコ店もマージャン店も、バーもクラブも、新たに営業を開始するには、営業所の場所的要件や、申請者の人的要件など厳しい条件が付けられ、厳格に審査されます。

しかし、もっと怪しげなピンク産業である性風俗関連営業には、非常に簡単な届出制が採用されることになりました。極端な話、ヤクザでも届出をすれば営業ができるのです。「ピンク産業が届出制で、まともなバーやマージャン店がどうして許可制度なんだ？」

商店主の間から、疑問の声が上がりました。

〔 ピンク産業と「風適法」② 〕

1985（昭和 60）年 2 月 13 日施行の「風適法」で初めて「風俗関連営業」という用語が定義されました。

それ以前の「風営法」の枠内にあった個室付き浴場業・モーテル営業に、新しく性風俗を売り物にした営業としてストリップ劇場、ラブホテル、モーテル類似、アダルトショップ、ビニ本屋、個室マッサージなどを加え、これらを総称して「風俗関連営業」と呼ぶようになったわけです。

その後の著しい風俗環境の変化を踏まえ、1999 年の 4 月からは「風適法」の改正により、「風俗関連営業」は「性風俗特殊営業」の「店舗型」と「無店舗型」、そして「映像送信型」に新しく分類されることになりました。

85 年の改正法では、キャバレー、バー、マージャン店、ゲームセンターなどの許可基準が厳しく規定されました。しかし、なぜか世間一般で「ピンク産業」と呼ばれている「風俗関連営業」については、届け出だけで営業が認められることになりました。法改正以前から営業している店舗は、既得権の範囲内で営業が存続できたのです。

ピンク産業が「許可制」でなく、「届け出制」となったため、多くの人が驚き、疑問を持ちました。

しかし、よく考えてみれば、法改正の裏には、ピンク産業に許可を与えるのではなく、届け出をさせて営業実態を把握し、ゆくゆくは廃業に追い込もうという意図があったように思われます。

実際、届け出に必要な書類などは非常に簡単なものだったのですが、新規の届け出については学校・図書館・入院施設のある医療機関などの周囲 200 メートル以内を営業禁止区域としたところに、新規の届け出を阻止しようという思惑が現れているようです。

日本一の繁華街である新宿歌舞伎町には、新宿区役所があります。その区役所の 1 階の一角に、ほんの資料室ていどの大きさの「図書館」が設置されました。また歌舞伎町の中心、新宿コマ劇場の裏には旧都立大久保病院がありました。そのため、歌舞伎町のほぼ全域でピンク産業、つまり「風俗関連営業」の届け出は受理されないことになりました。簡単に言ってしまうと、85 年以降の新宿歌舞伎町のピンク産業は、ほとんどが「もぐり営業」ということになっています。

〔 ピンク産業と「風適法」③ 〕

「風俗店一斉捜査・容疑者 9 人逮捕／新宿で警視庁・入管——警視庁と東京入国管理局は 25 日夜から 26 日未明にかけて東京都新宿区歌舞伎町 1 丁目の風俗店 5 店を風営法違反（禁止区域内営業）容疑で逮捕し、個室マッサージ店経営〇〇〇〇（53）と中国人の性風俗店従業員△△△（43）両容疑者ら計 9 人を同法違反や出入国管理法違反（不法残留）の疑いで現行犯逮捕した」（2001 年 9 月 26 日、朝日新聞）。

……この記事は、新宿歌舞伎町に巣くう、もぐりのピンク産業の実態の、ほんの 1 例を示すに過ぎません。

怪しげな看板を掲げる怪しげな客引きたちにとっては「風適法」など眼中になく、実際、許可も受けず、届け出もされていない不適法な店舗がどれくらいあるか知りません。

時々、私の事務所にも、たどたどしい日本語で「マッサージ店の警察の許可を取ってください」と電話がかかります。指圧マッサージや整体の診療所に警察の許可など必要あるはずがありません。

繁華街には韓国、中国、台湾、タイなど多国籍のマッサージ店が夜通しネオンをともして営業しています。

夜よなか、ましてや明け方の繁華街にマッサージをしてもらいに行く人が、どれほどいるのでしょうか？ そして「明け方のマッサージ店で強盗事件発生」という新聞記事を見ることとなります。深夜のマッサージ店で何十万、何百万もの売上金が狙われるということは一般常識では考えられないことですから、そこで不法な性風俗営業が営まれていることは火を見るより明らかです。

警察の取り締まりが行き届いていないというのも事実ですが、そもそもビルのオーナーや不動産業者が、借り主の身元や業種についてしっかりした選定や見極めをしていないことが繁華街を荒廃させる一因になっているといえます。

たくさんの犠牲者を出した 2001 年の新宿歌舞伎町のビル火災事件でも、その後の調査によって、無許可営業や賭博、暴力団、不良外国人、さらにテナントの複雑な権利関係、店主のいいかげんな経営方針など数多くの問題点が浮き彫りになってきています。

この事件を契機に、ゲームセンターばかりでなく、マーチャン店、パチンコ店も含め、健全な庶民の娯楽場としての風俗営業のあり方や社会的地位の向上について、再考する必要があると思います。

〔 P店申請① 〕

私たち行政書士の業界の中ではパチンコ店を「P店」と呼んでいます。

新人の行政書士や知人からは「パチンコ店の許可申請は大変でしょう？」と、よく聞かれますが、新人がベテランの行政書士に尋ねると、ほとんどの場合、次のような答えが返ってくるようです。

「P店の申請は大変だよ。新人にはちょっと無理だねー。間違えると大変なことになるよ！」

「なんなら私のところへ持ってらっしゃい。やってあげようじゃないか」

そんな具合に、新人が営業努力をしてせっかく舞い込んできた仕事が、ベテランの先生のもとへ持っていかれてしまうことがよくあります。

東京都で登録している行政書士は6,259人、全国では約46,312人です。(平成28年8月末現在) そのうち半数以上は税理士や司法書士といった「他士業」を兼ねており、行政手続き業務が専門でない人が多くいます。

その人たちを除いた残りの約半数の中にも、役所を退官する時に無試験で資格を取得した、いわゆる「特任組」という人も相当数います。

その数を差し引いて、さらに建設業や運送業など、ほかの許可を専門にしているため風俗営業にかかわっていない人などを除いていくと、風俗営業に専門に携わっている行政書士は数が限られてきます。

読者の皆さんには信じられないことかもしれませんが、消費税を納める必要がない程度の売り上げしかない行政書士が大多数を占めているのです。

そんな背景がありますので、たくさんの報酬額が得られそうなP店の許可申請を新人から奪い取ってしまおうとする先輩行政書士がいるのも事実です。

果たしてP店の申請は本当に難しいのでしょうか？ 私の場合、新人から尋ねられたら、こう答えます。

「規模の違いこそあれ、マージャン店の申請と原則的に変わらないよ」

「難しく考えないで、やってみなさいよ」

逆に、規模は小さくても、性風俗店や、ポーカーゲームのように賭博に使用されそうな機械を備えたゲーム店の申請は、所轄警察署がとても嫌がります。

癒着があるとはいいいませんが、規模の大きなP店は優良な案件と認識されているようで、所轄の担当者も申請について協力的で、見方によっては最も簡単な許可申請ということもできます。

〔 P店申請② 〕

風俗営業の許可申請窓口は、所轄警察署の生活安全課保安係が担当します。東京都の多くの警察署では、保安係の主任（巡査部長）クラスが許可の受付をしています。

警察署によっては保安係長（警部補）が担当したり、最近では嘱託の職員（定年退職した警察OB）が担当するところもあります。

ひとくちに生活安全課といっても、その業務範囲はとても広く、麻薬や鉄砲、売春、賭博から、少年事件や産業廃棄物の不法投棄に関する事件まで、幅広く取り扱っています。

大きな事件があった場合は、生活安全課の職員全員が出払ってしまうということもたびたびあります。

新宿や池袋といった大きな繁華街を抱える警察署は別として、多くの警察署では風俗営業許可の受け付け担当は1人で、おおむね2年で担当が交代してしまいます。

許可の受け付け担当といっても、ほかの署員と同じように夜勤もあれば、許可申請店やパチンコ店の機械入れ換えの検査、パトロール、取り締まりなどの日常業務が多く、常に担当の席にいるわけではありません。

ですから、アポイントをとらずに申請に出向くと、せつかくいったのに申請の受け付けをしてもらえないということもあります。

風俗営業が専門でない行政書士の中には「二度手間、三度手間になってしまった」と怒る人がいますが、専門の立場からは「それはあなたの不勉強のせいでしょう」と言いたくなります。

本当は保安係の全員が申請受け付け業務をしてくれるといいのですが、申請の受理には専門的知識も必要になります。受け付けた申請書類は都道府県警察本部へ送るわけですが、書類に不備があると、本部から突き返されてしまいます。従って、責任の所在をはっきりさせるためにも担当が決まっていることが必要で、保安係の誰が受け付けをしてもいいというわけにはいかなくなっています。

それでも、許可を担当するのは初めてという人が着任することもあります。申請受け付け業務が初めての担当者は、前任者に聞いたり、マニュアルや古い書類を見ながら受け付け業務をします。そういう時には、法令の改正で必要のなくなった書類についても、「念のため」ということで提出を求められることがあります。

まして、パチンコ店の新規申請ともなれば、係長や課長まで出てきて、打ち合わせや書類の点検に多くの時間を割くことが少なくありません。

〔 P店申請③ 〕

P店の申請には予期しないことがたびたび起こります。「出店妨害」もその一つです。

——土地を購入してビルを建て、パチンコ店の内装工事をしているその時……隣のビルに突如、診療所の看板が現れ……ベッドを一つ設置した診療所が保健所に登録され……パチンコ店の許可申請ができなくなってしまった……その時、入床施設（ベッド）の廃止をめぐって、診療所側が要求した金額は、なんと5億円……！

パチンコ店の出店妨害には、やくざや同業者がからむことが多く、多額の金銭がやり取りされる場合があります。

また、住宅地近辺での出店に対しては、住民の反対運動が起こる場合もあります。

東京郊外のある駅前のパチンコ店代替わりでは、店舗を譲り受けて新規申請をしようとしたその時に、隣の歯医者さんに入床施設が一つ登録されてしまい、申請ができなくなってしまいました。

住民運動に協力したと思われる歯医者さんの言動に怒ったP店経営会社が訴訟を起こしましたが、訴訟の最中に強気の経営コンサルタントが歯医者さんにねじ込み、その結果、歯医者さんの奥さんが「脅迫されてノイローゼになってしまった」と逆に訴えを起こしました。

長い裁判の間に、この歯科診療所では口腔外科手術をして、患者さんの入院実績ができず、そうなればP店の訴えは認められず、申請は不許可となり、結局、P店申請会社は倒産してしまいました。

そんな出店妨害のほかに、P店申請者の社長自身が過去のマージャン賭博のために申請を取り下げたこともありました。

多額の出資を必要とするP店の出店では、許可申請をする経営者は特に神経質になり、私たち行政書士や建築会社、機械メーカーに対して大きなプレッシャーをかけてきます。

許可が下りなかったら大変なことになってしまいますから、建築業者に対しては「早く、早く」と毎日、尻をたたき、許可が下りるまでは、ひたすら突っ走ります。

P店の申請は、新規申請ばかりでなく、改装や構造設備の変更でも「変更承認申請」をしますから、その時も新装開店までの期間をできるだけ短くしようと、かなり無理な日程で申請作業が進められます。

このように、パチンコ店開店の裏側では、さまざまな人間模様が渦巻き、事件が起こっています。

〔 変更承認申請① 〕

「変更承認申請」という言葉を皆さんはご存じでしょうか？ これは、風俗営業の許可取得後に店舗の大改造をする場合や、パチンコ店の機械の入れ換えをする場合などに必要な手続きのことです。

一方、マージャン店の卓の配置換えや増減、ゲームセンターのゲーム機の変更、法人名や店名の変更、役員や管理者の交代など比較的軽微な変更の場合には「変更届」という手続きをします。

同じ変更の手続きであっても、「変更承認申請」と「変更届」とでは大きな違いがあります。

前者は、変更の前にあらかじめ「変更承認申請書」を警察署に提出して検査を受け、公安委員会の承認を受けなければなりません。

それに対して後者は、変更後の一定期間内に公安委員会に届け出ればよいことになっており、風俗環境浄化協会や警察署の検査はありません。

つまり、「変更承認申請」は、構造関係など許可要件上の重要な部分の変更にかかわる手続きであり、許可の概念に近いものになっているわけです。

風俗営業の許可の内容には、営業所・客室・調理室など構造に関するものがあり、それらの大規模改造、つまり面積が変わってしまうような改造の場合には、あらかじめ申請をし、構造変更の内容が風俗営業の許可要件に適合しているかどうかを検査してもらい、承認を受け、それから改造の工事に取りかかることになります。

営業を優先して急いで店内改装をし、後で警察署に届け出て担当者に叱られ、店舗の現場回復を命じられたという事例もあります。

「そんなことは知らなかった」では済まされません。許可の申請時や、法定の管理者講習会ではちゃんと説明されているからです。

「変更承認申請書」には、改装前と改装後の図面を添付し、客室面積や設備の配置が改装前後でどのように異なるかを新・旧対照表で説明しなければなりません。

私の事務所では、火災後に店舗の大改装をしたパチンコ店や、バーの営業形態を変更してショーのためのステージを設置する構造変更、また外国人のショーをやるクラブでタレントの控え室を広げる工事など、この「変更承認申請」をたびたび手がけています。

風俗営業の場合、営業を向上させるための店舗改装をするには、適切・適法な内容の工事と申請が必要になります。

[変更承認申請②]

事務所へ向かうある日の朝、交差点をノンストップで通り過ぎる何台もの消防自動車が向う先は、繁華街。

「朝からボヤ騒ぎかしら？ 消防署員も大変だなー…」。

大都会の繁華街では、そんなことは日常茶飯事です。

昨日、店の中で暴力団員3人が拳銃で殺傷されたばかりなのに、それが遠い過去のできごとでもあるかのように、その喫茶店内で無表情にコーヒーを注文する客と、平然と対応する従業員。善し悪しは別にして、それが新宿や池袋といった繁華街の日常です。

いつものように申請用の図面を作成していると、顧問先のパチンコ店から電話があり、「今朝の火事騒ぎは、うちの店だった」とのこと。

開店前の準備で従業員が電気のスイッチを入れて間もなく、どこからともなく煙が発生して、瞬く間に店内に煙が充満。幸い建物全体に火が回ったわけではないので、建物の建て換えまでには至らなかったものの、プラスチック材料を多く使った店内は焼けただけ、しかも水浸しという全焼状態になってしまいました。

電話をくれた店長の用件は、「今後の対応について今夕、会議を開くので、ぜひ出席してください」というものでした。

時間通りに指定された会議室へいくと、すでに会議は始まっていて、設計事務所、建設会社、設備・内装業者、それにパチンコ機メーカー、両替機メーカーなど、各社2～3人ずつの担当者が集まり、パチンコ店の営業部長の話に耳を傾けていました。

私が着席するのを待ちきれないように、部長は「先生、連休前の〇月〇日に開店するには、何日に許可申請をしたらいいでしょうか？」と、いきなり先制パンチ！ 「えっ、今朝火事になったばかりなのに…」と思わず出そうになる言葉を飲み込みます。

今度のような火災に伴う大規模改装をする場合の「変更承認申請」の手続きについて説明し、オープンの日からさかのぼって許可前の検査日を予想し、そこからまたさかのぼった申請日の設定についてお話ししました。

すると、部長は集まった業者に向かって、「皆さん、先生のお話が分かりましたね。検査日の〇月〇日までにはすべて完成させてください！」。

「質問は？」と言う部長に、「日数が少なすぎる」と一部業者の声。それに対して部長が「できない人は帰ってください。徹夜すれば、できるよね！」と有無を言わせない強気な発言。それにしても、連休まで2カ月もないのに…。

無理をゴリ押しするのが、P店の世界です。

[変更承認申請③]

火災があった、まさにその当日、焼けてだれて水浸しになってしまった店内に実況検分の消防署員や警察官が立ち入っている最中、その傍らで新規開店の会議が開かれるというのも、驚きではありますが、一つの現実です。

金曜日の朝に起きたパチンコ店の出火でしたが、会社の方針は、すぐにでも構造変更の申請——「変更承認申請」をして新規開店をするという勢いです。

全焼した店内の設計、内装業者などの選定、工事の見積・発注、パチンコ機の選定・発注となれば、1日や2日でできるものではありません。

その前に焼けてしまった店舗の解体工事もあります。しかも、翌週の月曜日以降になる損害保険会社の査定が済むまで、火災現場には手が付けられないときています。

細かいことですが、パチンコ機の店名入りのたまや、スロットマシンの店名入りメダルの発注もあります。

ちょうど中国ではオリンピック開催へ向けての建設ラッシュが起こっていて、鉄鋼や金属の需要が拡大し、そのあおりで日本国内の金属も不足していました。そんな金属の需要問題が、パチンコ玉やメダルにまで影響を及ぼしていました。

3月半ばの火災——解体工事・設計施工・機械の搬入——4月半ばの許可申請——風俗環境浄化協会・警察署の検査——そして、ゴールデンウィーク前の許可……と、終わってみれば、驚異のスケジュール。

火災が起きてからわずか1カ月半で新規開店ができるなんて、周囲の同業パチンコ店からは驚きの声があがるばかりか、警察との癒着まで噂される始末。

あまりの段取りのよさに、「計画的な火災じゃないの?」「保険金で店が新しくなったね」と陰口も聞こえてきます。

よくいえば、パチンコ店幹部の段取りのよさ、的確な指示。悪くいえば、無理難題を押し通すアクの強さ……とにかく気迫と押しがものをいう世界なのかもしれません。

すべてのパチンコ店経営者のスタンスとはいいいませんが、若いパチンコ店経営者の中には札（お金）で業者の頬をひっぱたくような感覚の人がいます。

軍隊調の規律を作り、従業員には常に怒鳴りまくり、絶対服従を強いて、自分以外は信じないというような経営者……。

確かに経営にはシビアな金銭感覚が必要かもしれません。しかし、それがすべてというような考え方には、いささか疑問を感じざるを得ませんね。

[申請取り下げ①]

ご存じのように、バーやパチンコ店、マージャン店を経営しようとする時は、風俗営業の許可を取得する必要があります。

許可の基準には一定の基準が付され、その条件をクリアしなければ許可が下りず、営業を開始できません。

その条件には、大きく分けて①人的基準、②場所（地域）的基準、③構造基準の三つがあり、そのすべての基準を満たさなければ、営業許可を取得することができません。

①の人的基準は、主に犯罪歴の有無が関係してきます。

②の場所的基準は、用途地域（商業地域や住居専用地域といった区分け）や、保護対象施設（学校、病院など）からの距離などの条件によります。

③の構造基準は、申請する店舗の構造・設備が、風俗営業の種別ごとに公安委員会規則で定められている技術上の基準に適合しているか、いないかの問題です。

私たち行政書士が許可申請のお手伝いをする時は、当然、①から③までの基準を満たしていることを確認してから、許可を申請することになります。

「申請する場所は何地域か」「近くに学校や病院はないか」と慎重に調査、検討を重ね、申請者本人には欠格事由（過去5年以内の懲役刑や罰金刑）の有無をお尋ねし、許可基準を満たしていると判断してから、申請に至ります。

ところが、ごくまれに「申請の取り下げ」という事態が起こる場合があります。

「損害賠償」で紹介する事例のように、学校や病院の存在を見逃してしまうことによつて、不許可、申請取り下げになる事例です。

この場合は大変な事態で、学校や病院がなくなる限り許可が下りない、つまり許可がほぼ不可能ということになります。これは、事前調査が悪かったという例です。

次に、申請者本人の「欠格事由」に該当してしまう場合があります。

私たちは、許可申請の前に、申請者ご自身の犯罪歴についてお尋ねします。しかし、ほとんどの場合、申請者本人に犯罪歴はありません。そして、通常は、「本当に犯罪歴はありませんね」と念を押すのも大変失礼に当たりますので、サラッとした質問で終わります。

また、個人の犯罪歴を調べることは私たちには不可能で、ご本人の言葉を信用するしかありません。

ところが、なぜか申請後に犯罪歴が明るみに出て、申請の取り下げをしなければならないケースが出てくるのです。

〔 申請取り下げ② 〕

ごく最近の事案ですが、クラブの許可申請をした後、風俗環境浄化協会による実地検査が実施されようとした直前に、申請した警察署の生活安全課の担当者から「申請取り下げ要請」の電話が入りました。

「先生、この前申請した2号営業の店舗『〇〇』の許可を取り下げてください。ご本人と連絡が取れないので、先生から連絡してください。欠格事由が出てきてしまいました」

プライバシーの問題があるため、どのような犯罪歴が出てきたのかは教えてもらえませんが、本人に連絡を取ってみると、ある程度、本人も予測していたようです。

私たち行政書士が許可申請の依頼を受けた場合、ご本人に過去5年以内の犯罪歴の有無をお尋ねします。そして、「欠格要件」の内容を記載したプリントをお渡しして確認してもらっているはずなのですが……。

申請者本人が甘くみていたのか、さもなければ、開店の準備がどんどん進んでしまい、退くに退かれず、イチかバチかの申請になってしまったのかもしれない。

それはともかく、正直にお話してくれていれば、面倒なことにはならなかったのですが……。

その結果、申請の取り下げをし、「別の人の名前で申請したらどうですか」という所轄警察署の担当者のアドバイスで、別の人の名前で申請し直すことになりました。

取り下げ後に、別の人の名前ですぐに申請をし直すことが正しいのかどうかは疑問で、厳密に考えれば、「本当の申請者、経営者は誰なのか」「虚偽の申請ではないのか」という疑問が残ります。

しかし現実には、いったん申請を取り下げて、新たな人が新たな店舗賃貸契約を結び、家主の使用許可をもらってくれば、形式的には新規申請が受け付けられます。

風俗営業の新規許可申請の場合、申請手数料24,000円を警察に納付します。このお金は、申請の取り下げをした場合には戻ってきません。

申請手数料の無駄ばかりでなく、申請の取り下げをすると、賃貸契約のやり直しやら、新たな申請者の提出書類の収集、保健所の飲食店営業の取り直しといった手間ひまとお金がかさんでしまいます。

しかも、もっと大きなことは、お店の開店が大きくずれ込んでしまうことです。そのまま考えれば、申請取り下げによる損失は、かなりの大きなものになるといえるでしょう。

〔 申請取り下げ③ 〕

「申請の取り下げ」なんてことは、私たち行政書士にとって、とても恥ずかしいことです。恥ずかしいどころか、まかり間違えば、命取りになってしまいます。

申請者も行政書士も、許可要件の確認には十分注意してから店舗契約をし、許可申請をするべきです。

ある申請者は、過去5年以内に風適法違反か、あるいは賭博か何かの犯罪歴があったことよって、申請取り下げをすることになりました。

建築業の会社の社長であるこの人は「犯罪歴はありません」と言っていたにもかかわらず、欠格要件に該当してしまったのです。本人が甘く考えていたのか、5年を経過していると勘違いしたのかは分かりませんが、とにかく真実を教えてはもらえませんでした。

後で考えてみると、その社長の行動や考え方におかしいところがあったのも事実です。例えば、警察へ申請に行く当人の自家用車の中で、「今、免停中なんだけど、警察の駐車場に車を入れても大丈夫ですかね？」と言いながら、涼しい顔で警察署へ。「うーん、豪快な人もいるもんだ」と驚いてしまいました。

そんな性格だから、申請の取り下げなんか気にしなかったのかもしれない。

ある時、ちょっとしたことから、警察署の受け付けの係長が、「どこか」へ電話で人物照会をしたことがありました。

氏名、生年月日、本籍を電話口で伝え、しばらくすると、出るわ、出るわ……。「新潟県中央署〇年〇月、婦女暴行未遂……猥褻物凶画販売……」。執行猶予やら懲役やら、7つの犯罪歴が出てきました。

あいにくというか、運よくというか、それらの犯罪歴はとっくに5年を経過していたため、申請は受理され、許可も出ました。

しかし、目の前で犯罪歴が出てしまった時の申請者の焦ること、焦ること……。追い打ちをかけるかのように係長は「まさか、『もんもん』はないよね?」「……」と下を向いてしまった申請者に、「どんな模様なんだい?」と係長。

長年、風俗営業の申請に携わっていると、そんな場面に出くわすこともあるのです。

申請の取り下げが起こるケースが多いのは、会社の役員の中に違反者が発見されたという場合です。特に、名前だけ貸してもらっている兄弟や親戚の中から、まさか犯罪歴が出てくるとは思いもよらないからです。

許可申請にあたっては、多くのことに対して注意が必要になってきます。

[取り締まり①]

平成16年の年初頃から、東京の繁華街（池袋、渋谷、新宿、六本木など）で風俗営業に関する店舗の一斉取り締まりが開始されました。

取り締まり開始当初、風俗営業、特に性風俗を扱う業者は年末年始の恒例行事だろうと高をくくり、多少の営業自粛をしていれば「嵐は頭上を通り過ぎる」と考えていたふしがありました。

ところが1カ月たち、2カ月、3カ月が過ぎても、警察の取り締まりは終わるどころか、ますます厳しが増し、同業者の逮捕や営業停止処分が続き、性風俗営業者の間では悲鳴が上がりました。

これは、その年の4月から施行された「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為などの防止に関する条例の一部を改正する条例」「性風俗営業などにかかわる不当な勧誘、料金の取り立てなどの規制に関する条例の一部を改正する条例」の序章だったのです。

新宿歌舞伎町をはじめとする東京の繁華街の浄化作戦を、石原東京都知事が率先してやったものなのです。

浄化作戦に先立って、石原知事は、環境浄化の責任者として竹花豊氏を副知事に任命しました。竹花氏は、前広島県警本部長というキャリアであり、しかも警視庁では生活安全部長までつとめた、いわば風俗営業を取り締まる大元締のトップで、この浄化作戦の成功いかんでは警視総監まで昇りつめるのも夢ではないというエリートだったのです。

当時の取り締まり、法改正の「本気度」は半端なものではなく、1年以上もの長きにわたる取り締まりの継続は前例がありません。

その結果、確かに歌舞伎町の夜を闊歩するやくざや、ピンクチラシを持った客引き、不良外国人の姿はめっきり減りました。怪しい人たちはかなり苦しいのが現実だと思います。

しかし、その反面、テナントビルのオーナーや周辺の飲食店、近隣のマンションやアパートの所有者からも、売り上げの減少や空き室の増加に見舞われたための悲鳴が上がりました。

いつもそうなのですが、「街をきれいにしてください」と頼んだはずの商店街が真っ先に音を立ててしまったのでは、当初の目的が吹き飛んでしまいます。

どこまで頑張れるか……街をきれいにするには、ビルのオーナーや市民の我慢、負担、良識が必要になってきます。

[取り締まり②]

ある年の年末、キャバクラを経営する経営者が警察に呼び出されて、「その件で相談したい」と電話がかかってきました。

経営者は、キャバクラの従業員の客引き行為で警察署から「弁明通知書」なるものを渡され、どのように対処したらいいかという相談でした。

「弁明通知書」には「あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る行政手続法第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので通知します」と記載され、件名は「風適法違反」であり、予定される不利益処分の内容は「指示処分」とのこと。警察署への出頭日時などが記載され、「弁明は口頭でも可能です」と書かれてありました。

経営者本人に従業員の客引き行為について、その時の状況を聞いてみました。

——その店はテナントビルの3階にあり、従業員が客への宣伝のためチラシ配りをしてきた時のできごとと言います。チラシを配るのに際しては、警察署の交通課で「道路使用許可」ももらっており、強引な客引きをしたわけではないとのこと。

それなのに、なぜ従業員が客引き行為で逮捕されてしまったのか？

その夜、店の案内チラシを持った従業員が、近寄ってきた男性に「いくらくらいで飲めるの？ 店はどこ？」と声をかけられ、店へ案内すると、その男性は胸のポケットからおむろに警察手帳を取り出し、「はい、風適法の客引き禁止違反」ということになってしまったそうです。

あまりの理不尽さに経営者は「弁明書」を提出したいとのこと。チラシ配りに当たって「道路使用許可」も取得し、「通行人の前に立ちふさがったり、付きまったり、身体に手をかけたりして客引きをしたつもりはありません」と言います。それが事実であれば、経営者の憤慨も分からなくはありません。

その時の状況や、従業員と警察署員との間の雰囲気はどのようなものだったのかを従業員から詳しく聞き、「弁明書」を書き、経営者とともに指定の日時に警察署へ出頭しました。

担当係官と話をしていると、大きな声が近付いてきました。

「どこの行政書士だ？ 弁明書なんか持ってきたのは！」

大きな声というより、怒鳴り声です。そんな声を出すのは、いったい誰なのでしょう？

[取り締まり③]

警察署の生活安全課の前に伸びる廊下の突き当たり。そこは、衝立が立てられ、イスとテーブルが置かれ、簡単な応接室、というよりは簡単な取り調べ室といった感じ。

「風適法違反」の「弁明書」を経営者と一緒に提出しにいくと、顔見知りの刑事さんたちが3人集まり、「弁明書」に軽く目を通して、「ふむふむ。この通りなんだけど……ちょっと待って」と言って「弁明書」を部屋の中へ。

1分とたたないうちに、「どこの行政書士だっ？ 弁明書なんか持ってきたのはっ！」。ものすごい剣幕で飛び出してきたのは……。後で分かったのですが、このこわもての人物は、新任の課長さんだったのです。

「まあ、まあ、まあ」とベテランの刑事さんが、その場を仕切ってくれて……。まるでテレビドラマのように……。その後、20～30分待たされ、受け取った書類は「指示書」。

その指示書には、指示の理由と指示事項、そして履行期限が書かれ、不服申し立てのできる旨も記載されていました。

「お前のところなんか、ろくでもない店のくせして！ いつでもツブしてやるぞ！」と言わんばかりの剣幕を目の当たりにすると、たいがいの方は「不服申し立て」なんてできるはずがありません。

経営者が行政書士に全ての事実を話さないという事情もあって、毎日毎日「ろくでもない輩」がひっきりなしにやってくれば、課長さんの堪忍袋の緒も切れるのでしょう。

生活安全課では、風俗営業や古物、銃刀などの許可や届け出を毎日受け付けています。そして、風俗営業の違反を取り締まっているのも同じ生活安全課です。自分の課で許可を受け付け、その端から取り締まりをしなければならないという自己矛盾があります。

そんなことが続けば、「ろくでもないヤツの申請なんか受け付けるな！」「怪しいヤツの申請なんか蹴飛ばせ！」とこわもての課長さんでなくても言いたくなるでしょう。

でも、「怪しいから」「時間外をやりそうだから」「賭博に走りそうだから」「卑猥になりそうだから」「年少者を使用するんじゃないか？」「不法就労の外国人を雇用するのでは？」という懸念だけで許可の受け付けを規制してしまったら、無許可、アンダーグラウンドの世界が広がり、「風俗営業の適正化を図る」という『風適法』の趣旨から外れてしまいます。

このように、風俗営業の取り締まりは、とても厄介なものです。

〔 風俗営業と外国人① 〕

戦後 60 年。「鬼畜米英」なんて言っていた時代は、遠い過去。世界中、ほとんど至る所の国々から多くの外国人が日本にやってきて、さまざまな仕事に就いています。

パチンコ店や、マージャン店の経営者には在日韓国人・台湾人の人たちが多く、すでに 2 世の時代ではなく、3 世、4 世の時代になっています。

その人たちは当然、永住の許可を取っていたり、帰化によって日本国籍を取得して日本で生活していますが、そんな在日の人ばかりでなく、現在は中国、タイ、フィリピンなどのアジア諸国やイラン、パキスタン、ブラジル、ペルー、果てはアフリカの諸国からも日本にやってきて、あらゆる職業に就いています。

皆さんがご存じのお相撲さんやサッカー選手、コックさんやタレント、通訳といった業種ばかりでなく、風俗営業の分野にも、あらゆる国の人が進出して働いています。

私の事務所にも、ガーナ人からのバー許可申請やパキスタン人の帰化申請、イラン人の自動車解体業申請、ベラルーシの女性との結婚……と、その国はどこにあるの？——というように国々の人たちからの各種の依頼が持ち込まれます。

(ちなみに、ガーナは西アフリカ、ベラルーシは旧ソ連圏の国です)

風俗営業の許可でいえば、特にタレントのショーを見せ物にするフィリピンクラブの相談が多くありました。

外国人歌手やダンサーは、「興業」(エンターテイナー) という就労ビザで在留資格を取得した上でショーに出演するのですが、客席についてお酌をしたり、お客と一緒にカラオケを歌ったりするのは、入管法上の違反になります。

あくまでも「興業」の資格で仕事をする場合、本来のタレントとしての歌手やダンサーとしてショーに出演することしか認められません。

フィリピンクラブが大好きな男性諸氏にとっては、隣に座らせて話をしたり、お酌をしてもらうことが違反でダメだとなったら、さぞかし味気ないと思われるでしょう。

しかし、法律では、歌手やダンサーの接客行為は認められません。以前は、警察も入管も多忙な仕事の中で厳格な運用はせず、おおめにみていたような節もあるのですが、ここ数年は取り締まりが厳しく、芸能プロダクションやクラブの廃業が相次ぎました。

〔 風俗営業と外国人② 〕

東京入国管理局は、千代田区大手町と北区西が丘にあった庁舎を平成 15 年 2 月、現在の港区港南に移転しました。

移転後間もない頃、私も入管への申請業務があり、申請の順番を待っていると、「Entertainer(エンターテイナー)」の列に、有名外国人格闘家が並んだではありませんか！通訳かマネージャーとおぼしき女性と連れ立っての申請のようでした。

周りにいた韓国や中国の若い子たちは、予想しなかった有名人の出現に大喜びし、携帯電話のレンズを向けて、パチリ。そして、私の隣にいた一人が、「彼って、スポーツ選手じゃなくてエンターテイナーなんだ……」とひとこと。

確かに、テレビの芸能番組に引っ張りだこだったその頃、その外国人選手は格闘家というよりはタレントのようで、「Entertainer=芸能人」と、その人は変に納得したようでした。

しかし、入国管理局での外国人の在留資格「Entertainer」はもともと「興業」を意味するのであって、歌手やダンサー、芸人ばかりでなく、スポーツ選手やサーカスの動物飼育係員なども、この「エンターテイナー=興業」の在留資格を取得して日本で活動するのです。

繁華街に多くみられる「フィリピンクラブ」のような外国人のショーを開くクラブでは、タレントプロダクションが入国管理局で芸能人の招聘（しょうへい）手続きをし、許可を受けてから、クラブへの出演をさせることになります。

新規のクラブでは当然、警察の風俗営業許可も必要になり、入管、警察それぞれの基準を満たさないと、営業が開始できません。

基準を満たしてクラブ出演が決定すると、外国人たちは「興業」の在留資格で歌やダンスのショーに出演することになります。この在留資格は、歌手やダンサーとしての活動だけができるもので、風俗営業の接客行為は絶対にできません。

お客さんの隣に座ってお酌をしたり、一緒にカラオケを歌ったりすると、即、入管法（出入国管理及び難民認定法）違反になってしまいます。

許可をもらった在留資格と違った活動をすると、「資格外活動」ということになり、退去強制の対象になります。そして、雇用した店はもちろん、招聘したプロダクションまで罰則の対象になってしまいます。

〔 風俗営業と外国人③ 〕

外国人のショーを開くバーやクラブは、『風適法』の許可申請手続きをただけではタレントを呼ぶことができません。入国管理局へ、タレント招聘（しょうへい）のための申請をしなくてはならないのです。

警察が窓口となる風俗営業の許可申請でも、普通のバーやクラブの申請とは違った設備基準が設けられており、ステージの広さや、タレントの控え室の広さまで基準が決められています。

その控え室は、最低9平方メートル以上なければならず、9平方メートルではタレントを5人までしか呼べません。6人以上のタレントを呼ぼうとすると、控え室を1人につき1.6平方メートル以上広げなければなりません。

そして、その控え室は、原則的にステージから直接出入りできなければならないことになっています。それは、タレントが客室で接客業務に就いてはいけないという基準からくるものです。

一方、入管法の基準では、タレントに支払う給料は月額20万円以上となっています。そして、その20万円の給料には20%の源泉所得税、4万円が課税されます。短期間の外国人労働者には2割りという多額な納税が義務付けられているわけです。

1カ所10人で10カ所のクラブにタレントを派遣している芸能プロダクションは、最低1人4万円×10人×10カ所で、400万円の源泉税の納付義務が生じてきます。

その源泉税をきちんと納付していないと、次からのタレント招聘が入管から許可されなくなり、プロダクションとしての機能が停止することになります。

実際にタレントに支払われているギャラは、月額500ドルくらいと聞くことがありますから、法律の基準と現実との間に大きなギャップがあることになります。

派遣元の外国プロモーターや日本のプロダクションの手数料、日本に来てからの住まいの提供や食費の負担など、多くの経費がかかることは事実で、それが搾取に当たるのか、入管法の基準にそぐわないのか、それぞれの立場によって捉え方は異なるわけで、考えさせられることが多くあります。

入管法や『風適法』での基準や規則は、国際関係や人権保護という観点に立った、「人身売買や売春の強要などが起こらないように」という配慮からくるものです。

それにしても、20%の源泉所得税というのは、とても大きいですね。

〔 『風適法』 一部改正① 〕

『風適法』の一部改正されたもの（以下、改正法）が平成18年の5月1日から施行されました。それと連動して「歓乐的雰囲気過度に助長する風俗案内の防止に関する条例」という条例が、大阪府では同年2月1日から施行され、東京都でも同年6月1日から施行されました。

「この改正は、一体どんな改正なのかしら？」と思われるでしょうが、ごく一般の風俗営業者（マージャン店やパチンコ店、バー、クラブ、ゲームセンターなど）には全く関係のない改正法なので、心配はいりません。

その内容は「性風俗の営業」に関するもので、特に「デリバリーヘルス」と呼ばれている業種（法的には「派遣型ファッションヘルス営業」）の規制が主な目的になっています。

「デリバリーヘルスって、なあに？」という方もあるかと思いますが、それは、店舗を持たないでホテルなどに女性を派遣し、性的マッサージをする業務のことです。

「えっ、そんなのが認められているの？」と驚く方もいるでしょうが、それが認められているんですね。それも摩訶不思議なことに「届出制」ということで、マージャン店やバーのような普通の風俗営業店の「許可」よりも、はるかに簡単な手続きで営業が開始できます。

隣に小学校や病院があろうとも営業できます。届け出れば、10日後には営業を開始していいのです。

「えっ、えっ、えーっ??」ですね。

マージャン店など普通の風俗営業者は、新規に業務を開始する場合、近くに学校や病院があれば許可が下りない場合がありますし、申請してから「55日以内」（東京都での標準処理期間）という長い時間、許可を待つこととなります。

しかも、申請者に5年以内の犯罪歴のようなものがあれば、「欠格事由」に該当して許可が下りません。

しかし、怪しい「デリ」の方は、犯罪歴など一切問われません。おかしなおかしな法律です。

そんな野放しのような性風俗営業を規制しようと改正されたのが、この改正法なのです。平成18年5月1日から施行されましたが、4月以前から、そちらの業界は上を下への大騒ぎでした。

〔 『風適法』 一部改正② 〕

平成 18 年 5 月 1 日から施行された『風適法』の主な改正内容は、①人身取引の防止、②性風俗関連特殊営業の規制、③集客行為（客引きなど）の規制、④少年指導員に関する規定、⑤罰則の強化——となっており、特に②の性風俗関連の規制強化が主な内容です。

『風適法』の改正に伴い「施行規則と内閣府令」も改正されましたが、その内容のほとんどが「性風俗関連営業に対する規制と届出書の新書式および届出に関する添付書類の説明」となっています。

「派遣型ファッションヘルス」、通称「デリバリーヘルス」というような「無店舗型性風俗特殊営業」については、この法改正前までは営業に関する距離制限が一切なく、小学校や病院の隣であっても届出さえすれば、届出の 10 日後から営業が開始できたのです。

この改正では、その「デリヘル」の「受付所」（客が来て、写真などを見て女性を指名する場所）についてのみ店舗とみなし、東京でいえば「台東区千束 4 丁目の一部」以外は、その受付営業ができなくなったのです。

受付営業ができなくなったといっても、それは業務の全面禁止を意味するものではなく、客が直接来店しない「電話やインターネットによる申し込みや受付」に関しては、営業に対する場所的規制は今後ありません（広告規制はあります）。

また、従来からある受付所に対しては既得権を認め、その年の 5 月 1 日から 3 カ月間に届出をすれば既得権が確認されました。この確認のための届出は改正の大きな柱になっており、従来から営業しているすべての性風俗関連業者が対象で、届出をしないと既得権が消滅してしまいました。

昭和 60 年の『風適法』改正以前から営業権を持っている「ソープランド、ファッションヘルス、ラブホテル、レンタルルーム、ビデオボックス、ストリップ劇場など」も、この制度に気が付かないでいて既得権が消滅しそうになったところもありました。

5 月 1 日の施行直前（4 月 24 日）の官報と警視庁のホームページに掲載されてはいるものの、消滅の憂き目にあう業者も出てしまいました。

この改正は、性風俗業者をターゲットにしたものでした。

〔平成27年6月風適法改正〕

風適法の改正が平成27年6月24日に公布され、平成28年6月23日施行となりました。その主な改正点は①「ダンス」の風適法からの除外とそれに伴う「特定遊興飲食店営業」の新設です。その他に②法第13条（営業時間の制限等）において、深夜の時間を従来の「午前0時～日の出までの時間」から「午前0時～午前6時までの時間」に変更し、地域限定等はあるものの、「午前0時以降、都道府県条例で定める時まで営業ができること」になりました。この②の部分は非常に重要な部分です。条例改正によって、風俗営業の深夜の時間帯の営業が出てきたということです。即ち、バーもクラブも、ホストクラブも麻雀店も深夜営業の可能性が出てきたということです。

ところがです。当然といえば当然なのですが、今回の法改正に熱心だったのはダンス系の団体のみで、バーをはじめとした社交飲食店や遊技関係の団体は殆ど関心を示していませんでした。その結果、条例による時間延長の部分への働きが無いままで条例の改正が進んでしまいました。

改正東京都条例では、営業時間の見直しについて「条例施行規則において、規則で定める時は現行どおり、午前1時まで」となってしまう、深夜における営業時間の延長は行われないことになってしまいました。

深夜の営業については、ダンス団体が主張していた、芸術的、文化的、健全且つインバウンドによる経済効果を強調した結果、深夜に営業のできる初めての許可「特定遊興飲食店営業」が創設されることになりました。これはこれで進歩には違いないのですが、ことさら健全性を打ち出したが為、「風俗営業者」は深夜に営業を行う場合、騒音等による営業所周辺への迷惑防止措置や苦情処理に関する帳簿の備え付け等が義務付けられることになりました。それはそれとして、深夜の概念が「～日の出まで」から「～午前6時まで」になり、且つ都条例では、午前5時までの営業制限も行われることになりました。

ホストクラブや朝キャバといった、日の出から営業開始というゲリラ的営業作戦を考え出した営業者にとっては、午前6時からの営業開始は大きな痛手になることと思います。午前0時若しくは午前1時から日の出までの時間帯が風俗営業者にとっては営業してはいけない時間帯だったのですが、それを午前6時まで営業してはいけない時間に延長したのが今回の法改正の狙いの一つだったのかもしれませんがね。

〔 損害賠償① 〕

私たち行政書士仲間には、損害賠償責任を負って多額の支払いを続けている人や、仕事をやめていった人たちがいます。

宅建業や建設業などの許可の更新申請を請け負い、許可期限内に仕事が終了せず、許可を切らせてしまった場合などがあります。

許可期限を切らせてしまった場合には、新たに許可を取り直せばいいのですが、新規の許可を取得するまでには数カ月の空白期間、つまり無許可期間が生じてしまいます。

建設業や産業廃棄物処理業などの許可を要する業務では、無許可の状態では「入札」に参加することができなくなってしまう、その結果、公共工事などのビッグ・プロジェクトに参加できなくなったり、継続していた役所からの仕事が打ち切られたりしてしまいます。

そのように、企業の大切な許認可を行政書士の重過失によって切らせてしまった場合、大きな利益の損失に対する損害賠償の請求がなされてしまいます。

現在、風俗営業には許可の更新制度がありません。一度許可を取得してしまえば、違反をして許可を取り消されたりしない限り、経営者が業務をやめるまで、業務を継続することができます。

従って、私たち行政書士の業務の中では、風俗営業の許可を切らせてしまうというミスはありません。

しかし、それでも、風俗営業の許可申請業務に携わって消えていった行政書士を何人も知っています。賠償金を分割で払い続けている仲間もいます。

風俗営業の場合、新規許可の申請時に事故が起こります。マージャン店やパチンコ店、ゲームセンター、バー、クラブなどを開始しようとする時に、事前の調査を怠ったがために許可の下りない場所を借りてしまうことがあります。

内装を施し、マージャン卓などの機械設備を設置してしまったにもかかわらず、許可が取れないのであれば、大損です。

今まで許可を取っていた店舗を居抜きで借りたとしても、現在の状況が許可取得時と変わっていて、例えば、許可取得後に、隣に入院設備のある診療所ができてしまったとか…

許可申請前の地域調査は、慎重に、確実に実行されなければなりません。

〔 損害賠償② 〕

風俗営業の許可申請をする時にいちばん気を付けなくてはならないことは、その場所が許可が下りる場所かどうかということです。

「そんなことは当たり前のことじゃないか」と誰もが思うでしょうが、意外や意外、プロであるはずの行政書士がミスをして損害賠償責任を負っている場合があります。

今まで許可を取っていた店舗を居抜きで借り、新しく許可申請をする時でも、必ずしも許可が下りるとは限りません。前の店が許可を取得した後で近くに学校や病院、入院施設のある診療所などができた場合や、法令の改正などで、許可が下りない場所になるということもあるのです。

従って、その場所で以前、許可を取っていたり、近くに風俗営業の店があったとしても、必ずしも現在、許可の取れる場所であるとは断言できないわけです。

新しく風俗営業の許可を取ろうとする時は、信頼のおける行政書士に調査を依頼した方が安全です。

警察官 OB で行政書士になっている人は多いのですが、そういう OB が自分の事務所のある警察署管内で失敗した例もあります。

依頼を受けたその場所が明らかな商業地域だったので安心してしまったのでしょうか、これから店舗を借りようとしている人に「そこは許可が下りますよ」と言ってしまったために、賠償金を支払うことになってしまいました。近くの小さな診療所に入床施設があるのを見落としてしまったのです。

また、ある行政書士は、神奈川県内での申請依頼であるのに、東京都の距離制限だけが頭の中であって神奈川県の基準（※注）を忘れるという初歩的なミスで失敗をしてしまいました。

さらに、影も形もない幼稚園の登録によって、「申請→不受理→損害賠償」ということになってしまった行政書士の場合は、とても気の毒な例です。

申請場所の近くには学校や病院がなく、お寺が近くにあったものの、それは保護対象施設ではないため許可を申請しました。ところが、そのお寺には昔、幼稚園があり、申請時にはとっくに閉園して影も形もなかったのに、登録は抹消されずに残っていたため、不許可になってしまったのです。

最近の事例では、マージャン店の多い東京駅八重洲口前でさえも、不許可の案件が出てしまいました。

※注＝東京都では近隣商業地域で学校・児童福祉施設などから 100 メートル以内、大学・病院などから 50 メートル以内の制限が、商業地域ではそれぞれ 50 メートル以内、20 メートル以内に緩和されるが、神奈川県では学校についての緩和がなく、商業地域でも 100 メートル以内。

〔 損害賠償③ 〕

新宿駅西口や東京駅八重洲口のようにオフィス街に隣接している地区には、マージャン店がひしめき合っています。

そういった地区では、廃業する店もちろんあるのですが、代替わりや、全くの新規開店という申請も、しばしばあります。

セットマージャンの店を出そうと計画した時、そこが激戦地区であったとしても、顧客の絶対数が多い地区だからと選択することは当然、考えられます。

東京駅八重洲口での不許可案件は、まさにそのような立地条件のもとで起こってしまいました。

大多数の人は、その地区にマージャン店や風俗営業の店が多く存在しているのを見ると、まず、その場所で「許可が取れない」とは考えないものです。

少子化現象や不景気にも影響されているのですが、最近、各大学は社会人をターゲットにサテライトキャンパスや大学院を増設しています。

当然、会社員が勤め帰りに立ち寄れる環境が望ましいため、大学は主要駅の近くにサテライトキャンパスを設けます。その一つが、八重洲口にオープンした埼玉大学の教室だったのです。

大学の施設とはいっても、校庭があるわけでもなく、オフィスビルの一角を教室として賃借しているだけなので、よほど注意しないと、そこに大学があるとは気付きません。

出店を計画した人も、大きなターミナル駅前の商業地域でマージャン店の許可が取れないとは思ってもよらなかったのでしょうか。しかし、現実には、そう甘くはありませんでした。つい昨日まで許可が下りていた場所でも、学校や病院ができてしまうと、次の日からは許可が下りなくなるのです。

東京都の場合、商業地域内であっても、20メートル以内に大学や病院などがあると、風俗営業の許可は下りません。

八重洲口の件も、まさにその実例で、店舗契約を済ませて内装を施し、マージャン卓などの設備を設置して許可を申請しましたが、申請は受理されなかったようです。

許可が下りない以上、それまでの労力や、設備にかけたお金が無駄になってしまいました。申請者は、おそらく店舗を借りる前から行政書士に相談していたのでしょうか。その結果、申請を受託した行政書士に2000万円余りの障害賠償責任が生じたようです。

新規の許可申請をする時には、十分な地域調査が必要不可欠だという一つの実例です。

風営適正化法／効果測定問題

注) 問題文中あるいは解答文中に使用している法令名略語は、次の通りである。

- 「風適法」 …… 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
「政令」 …… 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令
「施行規則」 …… 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則
「内閣府令」 …… 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請の添付書類等に関する内閣府令
「条例」 …… 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例
「解釈基準」 …… 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準
(注) この問題は、平成 27 年 3 月末日現在の「風適法」他を基準にしております。

……………
受講者番号；

受講者氏名；

【 問 題 】

次の問題 1 から問題 20 について、正しい内容の記載には○を、間違った内容の記載には×を、問題用紙最後の解答欄に記載せよ。

問題 1 現在施行されている「風俗営業取締法」において、第 2 条第 1 項第 1 号から第 8 号までの「風俗営業」は許可制になっており、同条第 5 項に規定されている「性風俗関連特殊営業」は届出制になっている。

問題 2 ダンス同様、ボーリング、ビリヤード、バッティングセンター等は、少年の保護育成に悪影響を与える業種ではないとの判断から、風適法上の許可業種にはなっていない。

問題 3 風適法第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号までの許可申請において、申請者（個人及び法人の役員）と管理者は欠格事由（風適法第 4 条に規定する犯罪歴等に該当）がある場合には、許可にはならないが、「性風俗関連特殊営業」には欠格要件の規定はないため、過去 5 年以内に犯罪歴があったとしても、届出は可能である。

また、「無店舗型性風俗特殊営業」については、保全対象施設による届出の規制はなく、いかなる場所においても届出を行うことが可能である。

問題 4 風俗営業の許可については、長期的に営業を続ける業種が少ないであろうと考えられたため、法制度上、許可の更新制度が採られたことは一度もなかった。しかし今後は営

業者、管理者、営業内容等の変更確認を行う必要性から、許可の更新制度が行われることが望ましいと思われる。

問題 5 風適法においては、風俗営業の性質上、許可の相続はそぐわないため、相続の規定は設けられていない。

問題 6 風適法第 2 条第 1 項第 4 号のパチンコ店、マージャン店については、著しく射幸心をそそる程度でない範囲内で、賞品の提供が認められている。

問題 7 風適法は日本全国で画一的且つ適正に運営するため、保全対象施設の距離制限は全国同一の基準になっている。

問題 8 ゲーム機械の設置を行う営業でも、風適法上の許可を必要としない場合もある。

問題 9 マージャン店やゲームセンター等では、金品の授受は当然禁止されているが、ゲームセンターでのチップやメダルの預かりも禁止されている。

問題 10 風俗営業の許可基準における欠格要件には、傷害罪は含まれていない。

問題 11 風俗営業の営業所には、必ず管理者を置かねばならないが、個人業者又は法人の代表者が直接店舗に常駐する場合は、管理者の選任は免除される。

問題 12 風俗営業の接待行為とは、異性によるものばかりではなく、同性であってもお酌やほめそやし行為は接待行為となる。従って同性のみを顧客対象とする営業であっても、風適法上の許可が必要となる。

問題 13 風適法第 2 条第 1 項第 1 号のキャバレー・待合・バー等の営業では、接待と飲食が可能であり、かつ、客がダンスを行うことも可能である。

問題 14 風適法第 4 条では営業所の構造又は設備について規定しており、客室内の見通しを妨げる構造設備がある場合は、許可とならないこともあるが、第 2 条第 1 項第 1 号のキャバレー、待合、バー等では、一定の条件を満たせば個室の営業も可能である。

問題 15 平成 27 年 6 月の風適法改正により、ダンス等の遊興は深夜に酒類の提供を行っても、風適法の許可は必要なく営業ができるようになった。

問題 16 風適法第 2 条第 11 項では、[この法律において「特定遊興飲食店営業」とは、ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興させ、かつ、客に飲食させる営業（客に酒類を提供して営むものに限る。）で、日の出から翌日の午前零時前の時間においてのみ営むもの以外のもの（風俗営業に該当するものを除く。）をいう。]と規定されている。

問題 17 深夜に酒類を提供する店舗では、イタリアンレストランや定食屋であっても、深夜における酒類提供飲食店営業の届出が必ず必要である。

問題 18 風俗営業の相続手続きは 60 日以内に行わなくてはならない。

問題 19 風俗営業の営業所の名称変更は、変更をする 10 日前迄に行わなくてはならない。

問題 20 外国人のタレントを出演させるクラブでは、出入国管理及び難民認定法上の正規の就労資格である「興行」の在留資格を取得している外国人タレントについては、客とのデュエットやお酌をすることまでは可能である。

【風宮適正化法／効果測定問題】

受講者番号； _____

受講者氏名； _____

【 解 答 欄 】

問題 1	問題 2	問題 3	問題 4	問題 5

問題 6	問題 7	問題 8	問題 9	問題 10

問題 11	問題 12	問題 13	問題 14	問題 15

問題 16	問題 17	問題 18	問題 19	問題 20

風営適正化法／効果測定問題・正答と解説

問題 1 × 誤り

「風俗営業取締法／昭和 23 年 7 月 10 日（法律 122）」は改正され、現在は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律／昭和 59 年 8 月 14 日（法律 76）」となっており、平成 28 年 6 月 23 日施行の改正法では、第 2 条 1 項第 1 号から第 5 号までが風俗営業の許可となっています。

問題 2 × 誤り

昭和 59 年 8 月 14 日の法改正により、ゲームセンターについては風適法第 2 条第 1 項第 8 号に規定され風俗営業の許可業種になり、平成 27 年 6 月改正、平成 28 年 6 月 23 日施行により、第 5 号営業になった。）

なお、ボウリング場、ビリヤード場、バッティングセンターは風俗営業に含まれない。

問題 3 ○ 正答

風適法第 2 条第 1 項第 1 号～第 5 号は許可業種であるが、性風俗関連営業や深夜における飲食店営業は届出制度の下にあり、欠格要件による制限はうけていない。なお、店舗型性風俗特殊営業については、法 28 条で保護対象施設の周囲 200m の規制があり、各都道府県の条例にて禁止地域が定められている。

問題 4 × 誤り

過去に風俗営業許可にも更新制度がとられていた。かつて娯楽施設利用税という地方税があり、マージャン店、パチンコ店等については、娯楽施設利用税の納付義務があった。その際、納付証明を添付し許可の更新が行われた。

その後、平成元年 4 月に消費税の導入により、娯楽施設利用税が廃止され、同時に風俗営業の許可制度も廃止され現在に至っている。

問題 5 × 誤り

風適法第 7 条に相続の規定がある。

問題 6 × 誤り

風適法第 23 条第 2 項に、マージャン店、8 号営業（ゲームセンター等）は「賞品を提供してはならない」と規定されている。

問題 7 × 誤り

風適法第 4 条第 2 項第 2 号に「政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内にあるとき」は許可をしてはならないとなっており、各都道府県の条例によって距離の制限が異なっている。

問題 8 ○ 正答

風適法第 2 条第 1 項第 5 号において、ゲーム機の種類や営業所の施設について、風俗営業から除く規定があり、規則第 3 条第 1 項第 4 号にも具体例が記されている。

問題 9 ○ 正答

風適法第 23 条第 1 項第 3 号、第 4 号により、遊技の用に供する玉、メダル等を営業所外に持ち出させたり、保管したことを表示する書面を発行することも禁止されている。

問題 10 ○ 正答

風適法第 4 条の許可基準中、欠格要件の犯罪歴等に傷害罪は含まれていない。

問題 11 × 誤り

風適法第 24 条第 1 項に「管理人一人を選任しなければならない」と規定されており規則第 37 条にも「営業所ごとに選任管理者を置かなければならない」と規定され、例外規定は設けられていない。

問題 12 ○ 正答

解釈基準の接待の定義中「通常異性によることが多いが、それに限られるものではない」とされており、風俗営業の接待行為があれば、許可が必要な業種となる。

問題 13 ○ 正答

平成 27 年 6 月の風適法改正により、風適法第 2 条第 1 項の旧第 4 号営業（ダンスホール等）は規制から除外され、また、旧第 1 号営業と第 2 号営業が包括され、第 1 号営業となり、ダンスを行うことが可能になった。

問題 14 ○ 正答

規則第 7 条では、風適法第 2 条第 1 項第 1 号営業について、「客室の床面積は、和風の客室に係るものにあつては一定の床面積を 9.5 m²とし、その他のものにあつては一室の床面積を 16.5 m²以上にする。ただし、客室の数が一室のみである場合は、

この限りではない」と規定し、この基準を満たせば複数室の申請（個室も）可能である。

問題 15 × 誤り

平成 27 年の法改正により、ダンスが風適法から除外されたが、深夜において客に遊興（ダンスを含む）させ、かつ客に酒類の提供を伴う飲食をさせる営業を「特定遊興飲食店営業」とし、許可を受けなくてはならなくなった。

問題 16 × 誤り

風適法第 2 条第 1 項 11 号では、「午前 6 時後翌日の午前零時前の時間においてのみ営むもの以外のもの～」となっており、「日の出から～」ではない。

問題 17 × 誤り

風適法第 2 条第 13 項第 4 号に「通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く」と規定されており、営業の方法が、主食の提供が主体か、酒類の提供が主体か、によって深夜酒類提供飲食店の届出の要、不要が決定される。

問題 18 ○ 正答

風適法第 7 条の相続の規定では、「被相続人の死亡後 60 日以内に公安委員会に申請して、その承認を受けなければならない」となっている。

問題 19 × 誤り

風適法第 9 条第 3 項第 1 号に変更の届出書の提出が義務付けられ、施行規則第 20 条第 2 項に「変更のあった日から十日以内になければならない」と規定されている。

問題 20 × 誤り

出入国管理及び難民認定法上の「興行」の在留資格を取得したタレント（歌手やダンサー等）は、与えられた在留資格の範囲内で活動しなければならず、ホステスとしての活動は認められない。

ちなみに、出入国管理及び難民認定法の違反者も風俗営業の許可基準の欠格要件に該当することとなる。